別紙第1

情報計画

要旨

適時に適切な情報を収集し、これを適切に使用して、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に資することを目的とします。

このため、情報要求を確立し、情報組織の構成、運用、業務を有機的に総合一体化し、情報収集活動を適切に行います。

関連する計画等

なし

1 構想

(1) 方針、実施要領

| 項目 | 情報 | 要 | 求 |
|------|---|------------------|---|
| 段階 | 最も優先度の高い情報要求 | | その他の情報要求 |
| 平素 | 1 避難が必要となる武力攻撃事態等 の兆候 2 要避難住民に関する情報 | 1 2 | 避難実施に必要な事項 救援に必要な事項 |
| 緊急避難 | ミサイル発射情報 異常な兆候の発見 使用された兵器の種類の特定 救急医療方法 | 1 2 3 4 | 被害状況 安否情報 除染剤、応急医療用医薬品 救急医療の体制 |
| 避難準備 | 1 武力攻撃の予測 2 住民の具体的な避難先 3 避難先までの交通機関 4 具体的な避難の段取り | 1 2 | その他避難実施に必要な事項 救援を行うのに必要な事項 |
| 避難 | 1 避難の進捗状況 2 避難準備の進捗状況 | 1 2 | 救援状況 避難先地域の情報 |
| 避難生活 | 1 安否情報 2 被災情報 3 避難先地域での生活状況 | 1 2 | 要避難地域の被害状況 武力攻撃災害の状況 |
| 復帰 | 1 何時、どのように復帰するのか 2 復帰先の被害状況 3 復帰の進捗状況 | 1 2 | 安否情報 被災情報 |
| 生活再建 | 1 被害状況 2 復旧復興状況 | 1 | 国、他県の状況 |
| 避難受入 | 受入時期、住民数、経路等 受入の進捗状況 安否情報 受入地域での生活状況 | 1 2 | 要避難地域の被害状況 武力攻撃災害の状況 |

(2) 情報活動の過程

日南町(総務課)は、町の国民保護措置に必要な情報と住民に必要な情報を主動的かつ継続的に収集、分析し、提供します。

| 過程 | 内容 |
|-------------------|--|
| ①情報要求の決定 | 対策の重点地域や具体的な対策の優先順位などを判断するために、各 段階においてその都度最も必要な情報を決定します。 |
| ②収集項目・収集 方法の決定 | 各段階における情報要求に対応するために収集しなければならない項目とその収集方法を判断します。 |
| ③情報の収集 | それぞれの段階で講ずるべき対策と判断、決定すべき事項を踏まえて、そのためには「具体的にどのような情報が必要か」を判断し、その結果に基づいて以下の情報を収集します。 1 それぞれの段階で対策本部長等の決断に際し必要な情報 2 すでに収集した情報だけでは状況判断を行うのに不十分、あるいは、すでに収集した情報は信頼性に疑問があり再確認する必要があるなどの理由から追加して収集すべき情報 3 他機関やマスコミ報道から入手した二次災害の発生など重大な事象や事故の事実を確認するための情報 4 次の段階で行うべき行動を判断するための情報、又は、次の段階での行動のためにあらかじめ収集しておくべき情報 |
| ④収集情報の処理 | 収集した情報はデータの状態であるため、これらを地図、図表等に展開し、情報が持っている意味を分析検討してインテリジェンスの状態 に加工します。 |
| I 記録 | 情報の受付(情報カードなどに記録し、一連番号を付けて、情報一覧 表に記録) |
| Ⅱ 評価 | 情報の信頼性、正確性、重要度などについて判断 |
| Ⅲ 分析 | 情報が対策上の観点からどのような意味を持っているかを判断し、情報カードにコメントとして添付 |
| IV 整理 | 地域別や情報の種類ごとに整理 |
| V 提供 | 県、関係機関等に報告、通報。住民へ提供 |
| ⑤情報の使用 | 提供された情報を使用します。 1 状況の判断 2 「情報」の共有 関係機関・団体等と情報を共有する際は、情報本体のほか、情報に対する認識、情報に対する対策本部としての処置、各機関が目指している方向や取組状況に関する情報についてもあわせて共有を図ります。 3 情報の受理及び伝達 情報の受伝達においては、必要とする相手に、必要とする内容を、必要とする時期に、正確に伝達することを相互に行うことが原則となります。 4 情報の使用に当たっての留意事項 情報の使用に当たっては、情報セキュリティーなど情報の保全に留意 |

(3) 情報収集体制の整備について

- ア 情報の収集、分析を行う専門的な人材の育成、配置に努めます。
- イ 国民保護措置に必要な情報管理手段を整備し、情報を適宜更新するとともに、情報収集ルートを維持するよう努めます。
- ウ 国民保護措置の実施に当たっては、消防団、自主防災組織、地域・自治会組織などを通じ、 防災行政無線等を活用して、適時適切な町内情報の把握に努めます。(屋内避難・退避指示

時など、安全が確保されないおそれがある場合を除きます。)

2 各課等の役割及び情報の要求・要請

(1) 各課等の役割

| 各課等 | 役割と収集項目 | 備考 | |
|---------|--|---------|----------|
| 共通 | 1 情報の収集、連絡、伝達体制の整備 2 緊急連絡体制の整備 3 各機関等との連携要領の確立 | | |
| | 4 武力攻撃災害に関する兆候 5 緊急対処事態における災害に関する兆候 6 ゲリラ、特殊部隊の潜入情報 7 NBCR兵器使用の兆候 8 所管町有施設の被害状況 9 避難所等の状況(受入可能状況、運営状況等) 10 運送業務に利用可能な公用車及び動員可能な運転士 数等 | 入手の都度報告 | + |
| | 11 その他日南町長の命ずる項目、または対策本部長の 求める事項 | | |
| 総出議会事務局 | 1 県内、で 内内で 内及で 内及で 内及で 内及で 内及で 内及で 内及で 内及で 内及 | | |
| 住民課 | 1 戸籍・住民登録・外国人登録情報2 し尿処理状況3 廃棄物処理状況4 町税等の収入状況 | | |

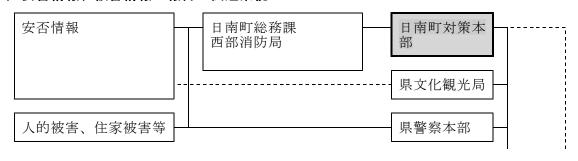
| | | [|
|-------|---|-------------------|
| 福祉保健課 | 1 一般病院、感染症指定医療機関等の被害・使用可能 状況 2 高齢者、障害者、乳幼児等に係る施設の被害・使用 | |
| | 可能状況 3 医療、助産等の配置状況(医師・看護師・助産師等、 医薬品・医療用資機機材、臨時医療施設) 4 一般病院患者・医師等の数、避難状況 5 一般病院救護班の派遣可能状況 6 伝染病の発生・防疫状況 7 町立病院の被害・使用可能状況 8 町立病院患者、医師等の数、避難状況 9 町立病院救護班の派遣可能状況 | |
| 企画課 | 1 物資運送状況(トラック、貨物列車等)2 商工業関連の被害状況3 避難住民の失業状況1 公共交通機関の運行に関する状況 | 避難計画に資する ための概数 |
| 農林課 | 1 観光客の数、避難状況2 農林漁業者の避難体制把握3 農林水産業関連の被害状況4 家畜伝染病の発生・防疫状況 | |
| 建設課 | 1 河川の漂流物に関する情報 2 道路、空港、港湾、漁港施設の使用可能状況 3 公共土木施設の被害状況 4 土木資機材等の需要・供給状況 5 飲料水の需要・供給状況 6 水道水の水質状況 7 上下水道施設の被害状況 | |
| 教育委員会 | 1 町立学校等の児童生徒等、教職員の数、避難状況 2 町立学校、給食施設等の被害・使用可能状況 3 文化財の保護状況 | |
| 町立病院 | 1 町立病院の被害・使用可能状況2 町立病院の患者等の避難等の状況3 町立病院の医師、・看護師・助産師等、医薬品・医療用資機材等の状況及び救護班派遣可能状況 | |
| 消防団 | 1 住民及び町内各地区の状況2 町内の武力攻撃災害等の発生状況 | |

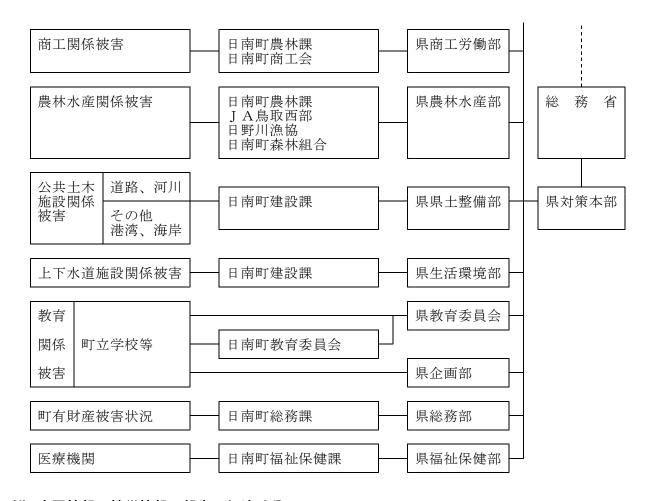
(2) 情報収集系統

| 指定行政機関等 | 指定地力 | 5行政機関等 | 県担当部局 | 日南町担当課 |
|---------|---------|----------|--------|--------|
| 内閣府 | | | 総務部 | 総務課 |
| 国家公安委員会 | | | 警察本部 | _ |
| 警察庁 | 中国管区警察局 | | 警察本部 | _ |
| 防衛省 | | 陸自8普連 | ○危機管理局 | 総務課 |
| | | 海自舞鶴総監部 | 企画部 | |
| | | 空自3輸送 | | |
| | | 鳥取地方協力本部 | | |
| | 中国四国防衛局 | 美保防衛事務所 | 危機管理局 | 総務課 |
| 金融庁 | | | 総務部 | 総務課 |
| 消費者庁 | | | 生活環境部 | 企画課 |
| 総務省 | 中国総合通信局 | | ○企画部 | 総務課 |
| | | | 危機管理局 | |
| 消防庁 | _ | | 危機管理局 | 総務課 |

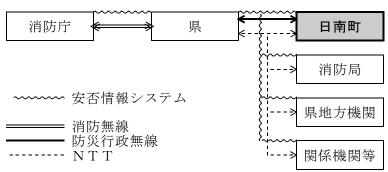
| 法務省 | | | 総務部 | 総務課 |
|---------|----------|-----------|--------|-------|
| 公安調査庁 | | | 総務部 | 総務課 |
| 外務省 | | | 文化観光局 | 総務課 |
| 財務省 | 中国財務局 | 鳥取財務事務所 | 総務部 | 総務課 |
| | 神戸税関 | 境税関支署 | 総務部 | 総務課 |
| 国税庁 | | | 総務部 | 総務課 |
| 文部科学省 | | | 教育委員会 | 教育委員会 |
| 文化庁 | | | ○教育委員会 | 教育委員会 |
| | | | 文化観光局 | |
| 厚生労働省 | 中国四国厚生局 | | 福祉保健部 | 福祉保健課 |
| | 鳥取労働局 | | 商工労働部 | 企画課 |
| 農林水産省 | 中国四国農政局 | 鳥取地域センター | 農林水産部 | 農林課 |
| 林野庁 | 近畿中国森林管 | 鳥取森林管理署 | 農林水産部 | 農林課 |
| | 理局 | | | |
| 水産庁 | | | 農林水産部 | 農林課 |
| 経済産業省 | 中国経済産業局 | | 商工労働部 | 企画課 |
| | 中国四国産業保知 | 安監督部 | 危機管理局 | 総務課 |
| 資源エネルギー | | | 生活環境部 | 企画課 |
| 庁 | | | | |
| 中小企業庁 | | | 商工労働部 | 企画課 |
| 原子力安全・保 | | | 危機管理局 | 総務課 |
| 安院 | | | | |
| 国土交通省 | 中国地方整備局 | 鳥取河川国道事務所 | ○県土整備部 | 建設課 |
| | | 倉吉河川国道事務所 | 文化観光局 | 企画課 |
| | | 日野川河川事務所 | 企画部 | |
| | | 境港湾・空港整備事 | | |
| | | 務所 | | |
| | 中国運輸局 | 鳥取運輸支局 | 企画部 | 企画課 |
| | | 鳥取運輸支局境庁舎 | 県土整備部 | |
| | 大阪航空局 | 美保空港事務所 | ○県土整備部 | 企画課 |
| | | 鳥取空港出張所 | 企画部 | |
| | 東京航空交通管制 | 訓部 | ○県土整備部 | 企画課 |
| | | | 企画部 | |
| 国土地理院 | | | 県土整備部 | 総務課 |
| 観光庁 | | | 文化観光局 | 企画課 |
| 気象庁 | 大阪管区気象台 | 鳥取地方気象台 | 危機管理局 | 総務課 |
| 海上保安庁 | 第八管区海上保 | 境海上保安部 | ○危機管理局 | 総務課 |
| | 安本部 | | 警察本部 | 農林課 |
| | | | 農林水産部 | |
| 環境省 | | | 生活環境部 | 住民課 |

(3) 安否情報、被害情報の報告・伝達系統





(4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段



(5) 情報収集・伝達体制

| ETL 17Hz | 情報収集体制 | | | | | | | | | | |
|----------|--------|------|---------|---------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 段階 | 体制 | 総務課 | 対策本部 | 各課 | | | | | | | |
| 平素 | 通常監視 | 当直職員 | | | | | | | | | |
| 避難準備 | レベル3 | | 連絡要員の派遣 | 本の亜目の派連 | | | | | | | |
| 避難 | レベル3 | 情報集約 | 情報· | 連絡要員の派遣 (B) | | | | | | | |
| 避難生活 | レベル 2 | 担当職員 | 広報班 ——— | | | | | | | | |
| 復帰 | レベル1 | | | | | | | | | | |
| 生活再建 | 通常監視 | 当直職員 | | | | | | | | | |

連絡要員の派遣を求める基準

| レベル | 派遣元 | 業務内容 |
|-----|--------------------------|-----------|
| A | 県対策本部、避難先市町村 | 情報交換、連絡調整 |
| В | 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関 | 用報文換、理船調登 |

(6) 住民への情報提供

ア 住民への情報提供の要領

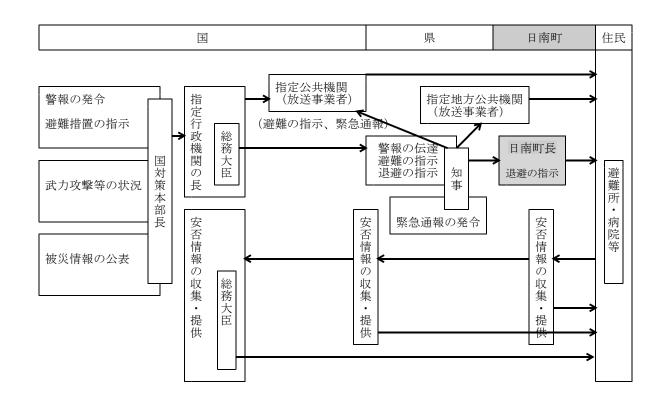
日南町(総務課)は、住民に対して、国民保護措置に関する正確かつ十分な情報を提供し、住民の安全と住民生活の安定をはかるとともに、不安と混乱を防止します。この際、サイレン、防災行政無線、CATV、Towns-net、インターネット、消防団及び自主防災組織、地域・自治会組織などの協力その他の適切な方法により、事態の推移に応じ、迅速に提供します。

イ 個人情報提供等への配慮

下記情報内容については、相手国等への情報提供による国民保護措置等への影響及び個人情報の保護に配慮します。

| 情報項目 | 情報内容 |
|-----------------------|--|
| 国民保護措置を実施 するに至った状況 | 相手国等、時期、場所、方法、現状、今後の予測、被害想定 |
| 国民の保護のための 措置に関する情報 | 実施時期、場所、方法、現状、今後の予測 |
| 武力攻撃等の状況 | 1 武力攻撃等の状況 どのような武力攻撃等が行われたか 2 武力攻撃災害等の状況 火災、建物の破壊、死傷者の発生状況等 3 国民の保護のための措置の実施状況 (1) 住民の避難状況 (2) 交通機関や道路の状況 (3) 臨時に設けられた収容施設や病院等の状況 4 被災情報 被害の統計的情報 |
| 危険情報 | 1 警報 (1) 武力攻撃事態等の現状及び予測 (2) 武力攻撃事態等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域 (3) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項・避難措置の指示が発令される見込み・住民の心掛け 2 緊急通報 (1) 武力攻撃災害等の現状及び予測 (2) 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項 |
| 個人に関する情報 | 安否情報 |

ウ 住民への情報提供系統図



(7) 避難に関する情報の収集

| 情報の収集手段 | 情報の収集内容 |
|-------------------|-----------------------------------|
| 緊急防災情報提供装置 (マイコス) | 想定される避難場所等の気象情報等を収集します。 |
| 川の防災情報 | |
| 消防吏員 | 武力攻撃災害の兆候発見等について西部消防局、消防団から受報します。 |
| ヘリテレ映像 | 県を通じ、ヘリコプターテレビ電送システムの情報を受信します。 |

(8) 武力攻撃災害の兆候の通報 (法98)

武力攻撃災害兆候の発見者、又は発見者から通報を受けた消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村長に通報することとされています。(市町村長に通報することができないときは知事(危機管理局)に通報)

日南町(総務課ほか各課)は、武力攻撃災害の兆候の通報を受けた場合において、通報の内容に信びょう性があり、武力攻撃災害への対処のための措置を講ずる必要があると認めるときは、知事(危機管理局)に通知します。

(9) 安否情報

安否情報の収集・整理・報告に関しては、消防庁が運用する安否情報システムを利用する。

ただし、安否情報システムが利用できない場合は、電子メール・ファクシミリ・電話等を利用する。

安否情報収集・整理・提供の流れ 国民 照会・回答 照会・回答 照会 • 回答 総務大臣(消防庁) 市町村長 都道府県知事 収集項目 避難住民(負傷した住民も同様) 氏名 報告 ・安否情報の整理・安否情報の回答 報告 ・安否情報の回答・総務大臣への報告 ・メール ・FAX ·FAX 出生の年月日 男女の別 住所 国籍(日本国籍を有しない者に限 ▶ 収集に協力 ・メール ・FAX ・メール ・FAX 、一人を関別するため、 のよりである場合において、当該情 に代えて個人を識別することができる りに限る。) 展所 D~⑤のほか、個人を識別するた 報(前各号のいずれかに掲げる! 避難施設·関係機関等 都道府県警察本部等 ・都道府警察本部等関係機関からの安否情報の収集 避難誘導の際の安否情報 ② 培育 ③ 負傷又は疾病の状況 ③ ⑦及び③のほか、連絡先その他安 否の確認に必要と認められる情報 の収集 ・避難所における避難住民 名簿等作成 2 死亡した住民 (上記①~⑤に加えて) ③ 死亡の日時、場所及び状況 ① 死体の所在

ア 安否情報の収集

(ア) 収集項目

避難住民• 氏名 出生の年月日 男女の別 2 3 負傷した住民 住所 **4 5** 国籍 (日本国籍を有しない者に限る。) ①~⑤のほか、個人を識別するための情報 (前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報 に代えて個人を識別することができるものに限る。) 居所 負傷又は疾病の状況 ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報、 照会に対する回答に関する同意、親族・同居者への回答の可否、知人へ の回答の可否、親族・同居者・知人以外の者への回答及び公表の可否 死亡した住民 (上記①~⑥に加えて) 死亡の日時、場所及び状況 死体の所在 (11)

(イ) 町が行う安否情報の収集

日南町(総務課)は、県その他関係機関と協力し、以下のとおり安否情報を収集します。

- 1 避難住民の誘導の際、避難住民等から任意で情報収集
- 2 避難住民名簿の作成による情報収集 自治会組織が平素から保有する情報の協力を得て作成。
- 3 西部消防局からの情報収集
- 4 町内の医療機関、学校・保育園等からの情報収集
- 5 黒坂警察署への照会
- 6 安否情報を保有する運輸機関、医療機関、観光施設等の関係機関への協力要請 当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意。
- 7 Towns-netの活用(町内公共施設)

(ウ) 安否情報収集の際の留意事項

安否情報収集の際は、併せて安否情報開示の同意について確認します。

- a 安否情報開示に同意を得た場合、その旨を証するため、できる限り本人の署名、押印 等を求めるものとします。
- b 安否情報の開示については、原則として包括的に同意を確認することとし、開示する 項目や対象を限定する同意は、やむを得ない場合に限り行うこととします。

(ウ) 県が行う安否情報の収集

a 知事(文化観光局)は、以下のとおり安否情報を収集することとされています。

- 1 市町村からの報告による情報収集 必要に応じて自ら情報を収集
- 2 県の開設した避難所における情報収集
- 3 医療機関、学校等からの情報収集
- 4 警察本部への照会
- 5 安否情報を保有する運輸機関、医療機関、報道機関等の関係機関への協力要請 当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに 留意。
 - b 警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、 それらの情報について、対策本部が行う収集活動に協力するよう努めるものとされて います。

イ 安否情報の整理

日南町(総務課)は、収集した安否情報を集約、整理します。

この際、必要に応じTowns-netを活用します。

また、できる限り重複を排除するなど情報の正確性確保に努め、必ずしも真偽が定かでない情報などについては、その旨がわかるよう整理します。

ウ 安否情報の報告

日南町(総務課)は、以下のとおり、整理した情報を県(文化観光局)へ報告します。

- (ア) 報告の方法
 - a 「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続 その他の必要な事項を定める省令」(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」 という。)に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを用いて行います。
 - b 事態が急迫して安否情報システムによる報告ができない場合は、口頭や電話などの方 法により報告を行います。

(イ) 報告の時期

- a 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたびに逐次行う必要はなく、武力攻 撃事態等の推移や避難住民の誘導、避難住民等の救援その他国民保護措置の実施状況を 勘案し、町の判断により、整理した情報を県に報告します。
- b 県は、必要に応じ、市町村に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定することと されています。

この場合、日南町(総務課)は、当該時期に従って報告を行います。

c 県は、特に必要があると認める場合には、市町村に対し、死亡者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めることとされています。

この場合、日南町(総務課)は求められた安否情報について断片的であっても報告 します。

エ 安否情報の回答、提供

- (ア) 安否情報の照会の受付
 - 日南町(総務課)は、町役場等に安否情報照会窓口を設置し、所在地、電話及びファ クシミリ番号、メールアドレス等について住民へ周知します。

この際、可能であればTowns-netを活用します。

住民は、安否情報を照会する場合には、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事 項を記載し、安否情報照会窓口へ提出することとします。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある者や遠隔地に居住している者など書 面の提出によることができない者については、口頭や電話、メール等による照会も可能 なものとします。

【様式第2号】

| | | | | | | | | | 安 | 否 | 1 | 青 | 報 | В | Ħ | 숲 | 書 | | | | | | | | | | |
|----------------------|-----|--------|---------|-----|-----|-------------------|----|----------|----------|--------|--------|----|----|-------------|---|---|---|-------|--------|----|----|----|---------------|----|---|----|----|
| | | 総都市 | 道 | 府 | 臣県長 | 知) | * |) | | 殿 | | | | | | | | | | 年 | | | 月 | | Ħ | | |
| の照 | 下揩会 | | のにま | 者関す | + | つる | | | | 武 9 | カ 5 | 攻条 | 擊第 | 申 事 1 | 態 | | ĸ | 者所名お定 | - け | る基 | 国づ | 民き | <i>о</i> ` | 保安 | | た報 | めを |
| 7 | | 照 | 会 | | Ł | す | Z |) | 理 | 由 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 備 | 1 3 | 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 翢 | I | | | | | 氏 | 4 | ă | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会に | | | | | フ | IJ | 7 | ij | ナ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| がる者 | | | Н | 4 | 生 | ற | 4 | E | 月 | 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| を特 | | | | | 男 | 女 | 0 | ס | 別 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まする | | | | | | 住 | Ē. | 听 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 照会に係る者を特定するため に必要な事項 | | (な | E V | | 本者 | 国国に | # | 晉 | をる | 有。 |)) | , | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事項 | | そ | σ. す |) ^ | 他大 | 個と | め | σ | を) 1 | 識青 | 別 報 | ij | | | | | | | | | | | | | | | |
| * | | ١ | ŧ | 請 | 1 | ŕ | ற | 硝 | 1 1 | 장 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| * | | 1 | 備 | 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

備考 1

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の 2 氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 3
- ※印の欄には記入しないこと。

安否情報省令様式第4号の記載必要事項 受付に当たっての留意事項 照会をする理由 口頭、電話による照会にあっては、記載必 1 要事項の内容を聴取すること 2 照会に係る者を特定するために必要 2 安否情報を保有しているかどうか早急に判明する場合であって、当該情報を保有していないときは、その旨を伝えること 3 必要に応じて本人であることを配針する書 な事項等 類(運転免許証、健康保険の被保険者証、外 国人登録証明書等)の提示を求めること(窓 口における書面の提出以外の場合にあっても

同様)

(イ) 安否情報の回答及び提供

a 回答の可否

日南町(総務課)は、以下の区分に従い、安否情報の回答及び開示を行います。

| 回答の要件 | 回答項目 | 備考 |
|---|---|---|
| ・否し・目がいると 当な ない 当 ない 当 が で 当 で 当 で 当 る で 当 ない こ で が さ と 情 に で が さ と 情 に な が さ と 情 用 い と か に な い と も の で れ と | ・避難情報 ・死亡、負 傷の情報 | ・「不当な目的」 他人の安否を知ることが社会通念上相当と認められる 必要性ないし合理性がないにも関わらず、その安否情 報を探索しようとすることをいいます。 (例:債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出す、 等) ・「不当な目的に使用」 (例:住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、 不特定多数の者に販売、等) |
| ・照会を得るを るを得たと で得たと ・その他公益あると ・を認めると | ・ ・ 生性別所 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | ・照会に係る者の同意については、原則として、安 否情報の収集時に併せて得るものとします。 ・「公益上特に必要があると認めるとき」とは、個 人の情報を保護することによる利益と安否情報を公 にすることの公益上の必要性との比較衡量を行いを 公益上の必要性の方がより高いと判断されるをと 指します。 ・公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲 の判断も含まれるものであり、公益上の必可とする。 ・公益上の必要性の判断には、開示する情報の範囲 の判断も含まれるものであり、公益上の必でも、「市内 の判断も含まれるものであり、公益上の必下でも、「市内 の避難所、病院」等にとどめる、「負傷又は疾病の状 況」について「重症」、「全治○週間」にとどめる等、 個人情報の保護に配慮します。 |

b 回答の方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する様式第5号の安否情報回答 書に必要な事項を記載した書面を窓口で交付することにより行います。

ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ等を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とします。

安否情報を回答した場合は、照会者の氏名、連絡先等、回答した安否情報の内容、回答を行った担当者等を記録します。

また、可能であればTowns-netを活用します。

【様式第3号】

| | 殿 | | | | 年 | 月 | 日 |
|----------------------------|------|-----|---------------------|------|-------------|--------------|---|
| | 殿 | | | | | 総務大 | • |
| | | | | | (1 | 都道府県 (市町村 | |
| 年 月 日付 下記のとおり回答しま | | きがる | Б - | った安る | 行 情報 | | |
| 避難住民に該当するか否 | 「かの別 | | | | | | |
| 武力攻撃災害により死亡 傷した住民に該当するか | | | | | | | |
| | 住 | 所 | | | | | |
| 照会に係る者 | 氏 | 名 | | | | | |
| | フリオ | ナナ | | | | | |
| 出生の年月日 | - | | | 男 | 女のり | 別 | |
| 国籍 (日本国籍を有しな い者に限る。) | | | その他個人を識別す るための情報 | | | | |
| 居所 | | | 負傷又は疾病の状況 | | | | |
| 連絡先その他安否の確認 に必要と認められる情報 | | | | | | | |

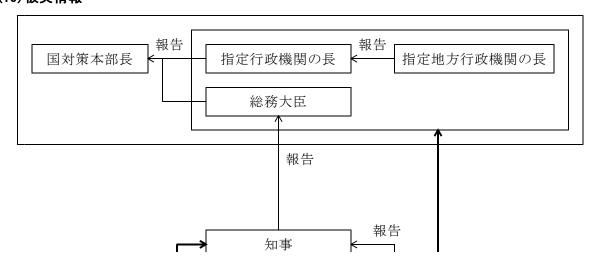
(ウ) 個人の情報の保護への配慮

- a 日南町(総務課)は、安否情報データの管理を徹底するとともに、職員に周知徹底します。
- b 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又 は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報に ついては、安否情報回答責任者が判断します。
- (エ) 日本赤十字社に対する協力

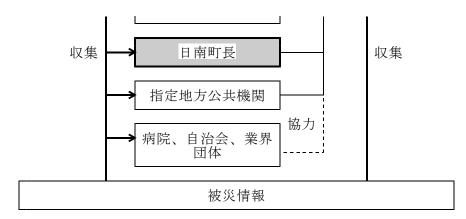
日南町(総務課)は、日赤県支部の要請があったときは、要請に応じ保有する外国人に 関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮します。

(10)被災情報



日南町国民保護計画



ア 被災情報の収集

日南町(総務課)は、町内において武力攻撃災害が発生した場合には、関係機関と連携して、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、対策本部へ集約します。

イ 被災情報の報告

日南町(総務課)は、町内において武力攻撃災害が発生した場合には直ちに県(危機管理局)に対し、第一報を報告するとともに、収集した被災情報について、できる限り速やかに火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知)に基づき報告します。

ウ 収集項目

被災情報の収集項目、報告様式は、以下のとおりです。

年 月 日に発生した による被害(第 報) 平成 年 月 日 日南町 1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域) (1) 発生日時 月 平成 年 鳥取県日野郡日南町 号 (2) 発生場所 番 (北緯 度 分、東経 度 分) 発生した武力攻撃災害の状況の概要 人的・物的被害状況 3 人的被害 住家被害 地 名 その他 死 行 全 不明者 (人) 軽 (棟) (棟) (人) 可能な場合、死者について、死亡地名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況 人ずつ記入してください。 年月日 | 性別 年齢 況

(11)関係資料の基礎調査

国民保護計画や避難マニュアルなどの修正に必要な次に掲げる基礎調査を実施します。

- ア 住宅地図(人口分布、世帯数、昼夜別人口のデータ)
- イ 町内の道路網のリスト(避難経路として想定される国道、県道、町道等の道路のリスト)

- ウ 運送力のリスト (バス事業者の保有する運送力のデータ、バス網)
- エ 避難施設のリスト (避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
 - ※ データベース策定後は、当該データベース
- オ 備蓄物資、調達可能物資のリスト(備蓄物資の所在地、数量、町内の主要な民間事業者のリスト)
- カ 生活関連等施設のリスト(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- キ 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
- ク 地域・自治会組織などの連絡先等一覧(代表者及びその代理者の自宅及び勤務先の住所、 連絡先等)
- ケ 消防機関のリスト (消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト)

3 地図

(1) 使用する地図

- ア 鳥取県防災対策地図 (1/25,000、平成15年3月作成) による表示
- イ 国土地理院発行地形図(1/25,000)による表示
 - ※ 使用に当たっては、修正測量年に注意し、できる限り最新の地図を使用します。
- ウ GPS (Global Positioning System)による表示

(2) 位置の表示

座標(緯度経度)と地先を使用します。優先は、座標表示とします。

- ※ 世界測地系に基づく緯度経度表示とします。
 - 日南町役場
 - ①地先 日南町霞800番地
 - ②座標 北緯35度9分49秒、東経133度18分21秒
 - ③座標表示 350949、1331821

(3) 記号・符号

被害状況などの表示に使用する記号・符号は統一されたものを使用します。

4 報告、通報

町対策本部は、県対策本部及び各課に対し、適時、状況等に関する情報を報告、提供します。

(1) 報告通報項目

| 項目 | 報告・通報内容 | 様式 |
|-----------------------|--|--|
| 政府機関に対する被 害状況等報告事項 | 1 武力攻擊災害即報 | 第1号様式(その1) 第2号様式 第1号様式(その2) 第3号様式(1)(2) |
| 日南町における被害状況収集 | 1 町の公有財産被害状況調 2 社会福祉施設等の被害状況調 3 一般被害状況調 4 一般被害の内訳 5 災害救助法適用状況 6 災害救助法適用状況 7 商工関係被害状況調 8 農林水産関係状況調 9 土木関係等被害状況調 10 町で学校調 11 被害状況調 | 別表3 別表3 別表4 (付付表2) (付表表3) 別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別表10 |

(2) 緊急報告(通報)

状況の変化、極めて重大な損害等、緊急を要する事項を速やかに報告(通報)します。

(3) 受領報告

住民の保護に関する重要な指示等を受領した場合、これを受領し、かつ、正確に理解したことを発信者に対し速やかに報告します。

(4) 実行報告

指示の受領者が日南町(総務課)に対し、実行状況を報告するために行います。これは、通常、指示事項を終了したときに行いますが、指示事項実行中に日南町(総務課)が新たに重要な決定を行ったとき又は、重要な段階に到達したときなど、その途上においても積極的に行います。

5 報告様式

(別冊 I 資料編 P : 資料 「報告様式」)

別紙第2

平素の段階の計画

要旨

武力攻撃事態等が認定されるまでの間の、国民保護措置の準備を実施する段階で、 以下のとおり対処します。

- ① 国民保護に係る計画、体制等を整備し、情報を収集します。
- ② 国民保護関係機関・団体の連携を強化します。
- ③ 国民保護に係る備蓄、訓練、広報等を行います。

関連する計画

| 日南町 | 避難住民誘導計画、町立病院避難計画、町立学校避難計画 |
|-----|---|
| | 町営上下水道施設の運営・保全マニュアル |
| 県 | 運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、交通規制計画、 災害時要援護者の避難に係る計画、救護班編成計画、応急教育計画 |
| | 避難施設管理運営指針 |
| | 収容施設消防基準 |
| | 避難施設管理運営マニュアル |

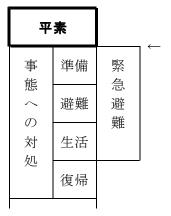
避難タイプとの関連

各避難タイプによる差はありません。 共通で、情報の収集、訓練、広報、備蓄等を行います。

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



武力攻撃(予測)事態が認定され、県、町が国民保護対策本部 を設置すべき地方公共団体として指定されたとき

復旧・復興

イ この期間に予想される状況と留意点

県、町に対する対策本部設置の指定がなくても、突発的に武力攻撃災害が発生する危険性 を念頭において行動する必要があります。

(2) 別紙第1「情報計画」を参照

2 構想

(1) 活動方針

日南町(総務課ほか各課)は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制の整備 と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

この際、関係機関の連携、情報の伝達体制の整備と住民への普及啓発を重視します。

(2) 実施要領

- ア継続的な情報収集
 - (ア) 継続的な情報の収集、整理分析により不測の事態に備え、武力攻撃災害等が発生した場合、主動的な対処が行えるよう準備します。
 - (イ) 警報等について、住民及び関係機関に迅速確実に伝達できるよう平素から体制を整備します。
- イ 実施体制の確立
 - (ア) 関係機関との相互の連携協力体制

日南町(総務課ほか各課)における国民保護措置の的確な実施と関係機関との国民保護措置の調整のために、平素から関係機関との相互の連携協力体制を構築します。

- (イ) 国民保護措置に係る施設、設備等の整備と安全対策
- (ウ) 職員及び住民の普及啓発
- (エ) 国民保護訓練の実施
- (オ) 国民保護計画に関連するその他の計画等の作成
 - a 計画の作成

国民保護措置の実施に必要なその他の計画及びマニュアル等を作成します。

b 計画の検証、修正等 国民保護訓練の実施成果に基づき、国民保護計画及びその他の計画等を随時適切に修 正します。

ウ 避難の準備

被害想定に基づき、町内における運送必要量の見積もり、避難住民誘導計画の策定、避難住民誘導体制の整備を図ります。

また、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

エ 避難住民等の救援の準備

日南町(総務課)は、県が行う救援を補助し、又は連携して実施するため、必要な物資の備蓄、体制の整備、資機材の充実などを準備するとともに、救援事務の法定受託について、あらかじめ県などと協議します。

- オ 武力攻撃災害の予防、対処準備
 - (ア) 第一報、緊急通報、被災情報等の伝達の準備
 - (イ) 応急措置の準備
 - (ウ) 消防活動の準備
 - (エ) 危険物質等に係る武力攻撃災害の予防 町内の危険物質等の保管場所、種類、量等について把握し、危険物質等に係る武力攻撃

災害の予防、対処準備を実施します。

カ 住民の生活の安定

武力攻撃事態等における物資の不足や物価の高騰に、迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携など体制を整備します。

また、上下水道などライフラインの維持に必要な資機材、体制等の整備を実施します。

3 各機関の役割

(1) 日南町

| 機関名 | 内容 |
|--------------------------------|--|
| 共通 | 1 その他日南町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項(対策本部が設置された場合) |
| 共通 総出議 課室 務 病 局 | |
| | 等の整備 43 市街地、河川、砂防、急傾斜地、治山施設等の状況把握、対策に関する体制整備等 44 用地の確保、土地の使用・提供等に関する調査、体制整備等 |
| | 45 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する調査、体制整備等 |

| | 46 被災者住宅再建支援制度等の整備 47 特殊車両の通行許可に要する調査等 48 応急公用負担の体制整備等 49 費用の出納及び物品の調達に係る制度などの整備 |
|----------|---|
| 住民課 | 1 町税・諸収入減免制度等の制定、周知 2 戸籍等の保護、火葬等の許可に係る体制整備 3 廃棄物、し尿の処理体制の整備 |
| 福祉保健課 | 1 医療・助産(人員・医薬品・資機材・施設等)に関する体制整備 2 感染症の予防、対策及び調査、計画、資機材・体制整備等 3 町立病院の医療・助産、避難に関する計画、体制整備等 4 住民の健康維持、保健衛生の体制整備 5 食品衛生、食中毒防止等の体制整備 6 他課に属しない生活支援及び保護 |
| 企画課 | 1 運送の調査、計画、手配・体制整備等 2 就職支援に係る体制整備等 |
| 建設課 | 1 河川漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の体制整備 2 道路(農林道を含む)、空港、港湾、漁港などの状況確認・確保・情報提供・除雪等の体制の整備 3 公共土木施設等の状況把握、対策に関する調査、体制整備等 4 土木資機材等の手配に関する調査、計画、体制整備等 5 建築の制限、緩和等に関する体制整備等 |
| 農林課 | 1 観光施設等との連絡調整 2 商工業関係の被害調査・対策に関する体制の整備 3 食品の給与・確保体制の整備等 4 農林水産業関係の被害調査・対策に関する体制の整備 5 町営住宅の調査・提供・応急復旧準備 6 県建設業協会日野支部との連絡調整 7 上下水道の被害調査・応急復旧・給水体制の整備等 8 水質検査、対策の体制整備 |
| 教育委員会事務局 | 1 児童生徒等の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等 2 児童生徒等の応急教育に関する調査、計画、体制整備等 3 町立学校への警報等の伝達体制整備等 4 避難施設の確保、開設、運営に関する調査、計画、体制整備等 5 文教施設等の状況把握、対策、提供に関する調査、体制整備等 6 文化財の調査・保護準備 |
| 保育園 | 1 保育所園児の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等 2 保育所園児の応急保育に関する調査、計画、体制整備等 3 各課の応援 |
| 町立病院 | 1 町立病院の医療の提供、助産に係る計画、医薬品等整備、訓練等 2 町立病院の避難に係る計画、訓練等 |
| 消防団 | 1 武力攻撃災害対処の計画、体制・資機材整備、訓練など 2 避難住民の誘導の計画、体制・資機材整備、訓練など |

(2) 県

| 機関名 | 内容 |
|-----|---|
| 県 | 1 県国民保護計画、体制等の整備 2 国民保護措置に係る市町村、消防、自衛隊その他関係機関との連絡調 |

| 整 3 警報、避難の指示等の通知、伝達体制の整備 4 避難住民の誘導支援に関する体制の整備 5 避難住民等の救援、避難受入体制の整備 6 武力攻撃災害予防、対処体制の整備 7 国民生活安定措置の実施準備 8 国民保護に係る備蓄、訓練等 9 住民への普及啓発 10 県内における国民保護措置準備の総合調整及び支援 11 その他知事の命ずる事項、又は県対策本部長の求める事項 |
|--|
|--|

(3) 指定地方行政機関

| 機関名 | 内容 |
|-----|--|
| 共通 | 1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務 のうち平素の段階において実施すべき業務 |

(4) 自衛隊

| 機関名 | 内容 |
|-----|-------------------|
| 共通 | 1 国民保護措置に関する訓練の実施 |

(5) 指定公共機関

| 機関名 | 内容 |
|-----|--|
| 共通 | 1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務 のうち平素の段階において実施すべき業務 |

(6) 指定地方公共機関

| 機関名 | 内容 |
|-----|--|
| 共通 | 1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務 のうち平素の段階において実施すべき業務 |

4 活動要領

(1) 情報

ア 情報の収集、整理

(ア) 要領

「平常監視体制」をとり、県(危機管理局)等から寄せられる情報を継続的に収集、整理、分析します。

情報収集は、防災当直等により24時間体制で行います。

(4) 情報収集項目、収集体制

別紙第1「情報計画」を参照。

なお、平素の情報収集に当たっては、個人のプライバシー等を侵害することがないよう 配慮するとともに、不正利用や流出が生じることがないよう管理します。

イ 警報等の迅速確実な伝達の準備

日南町(総務課)は、警報等を迅速確実に伝達できるよう体制、機器等を整備します。

- (ア) 警報等の通知に係る県(危機管理局)、関係機関との連絡体制、機器等
- (イ) 警報等の住民への伝達に係る町内の体制(消防団、自主防災組織、地域・自治会組織など)、機器(サイレン、防災行政無線、集落放送等)
- ウ 安否情報、被災情報収集等のための準備

日南町(総務課)は、町内の安否情報、被災情報について、的確かつ迅速に収集できるよう、消防団、自主防災組織、地域・自治会組織、関係機関との連絡調整など町内の情報収集体制を整備するとともに、報告すべき事象、報告先などの周知を図ります。

エ 通信

日南町(総務課)は、平素から通信設備の整備、通信体制の複線化などに努めるとともに、 非常通信の実施に備えて非常通信協議会など関係機関との連携を図ります。

オ 避難実施要領のパターンの作成

日南町(総務課)は、県(危機管理局)、西部消防局、黒坂警察署など関係機関と緊密な 意見調整を行い、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

この際、季節の別、特に冬期間の避難方法等について配慮し、複数のパターンを作成します。

(2) 実施体制

ア 町の国民保護体制の準備

日南町(総務課ほか各課)は、必要に応じ速やかに国民保護体制へ移行することができるよう、平素から準備を行います。

- (ア) 日南町(総務課)は、平素から国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な組織・体制を整備します。
- (イ) 日南町(総務課)は、非常参集体制を構築し、あらかじめ職員に周知します。
- (ウ) 日南町(総務課)は、平素からそれぞれ所掌する国民保護措置の計画・マニュアルを作成し、所要の情報を収集し、関係機関・団体との事前連絡、協議を実施します。
- イ 対策本部の設置準備
 - (ア) 対策本部の設置準備

日南町(総務課)は、必要に応じ速やかに対策本部が設置できるよう、平素から組織、 資機材等の準備を完了します。

(イ) 対策本部の設置が指定されていない場合の対応

対策本部会議に準じて行うものとし、事案に応じては、「日南町危機管理対応指針」に 基づき、緊急対応チーム、警戒本部により対応します。

a 緊急対応チームの招集、警戒本部の設置

政府が対処基本方針を定め、武力攻撃(予測)事態を認定した場合、日南町(総務課ほか各課)は、「日南町危機管理対応指針」に基づき、以下のとおり対応します。

| 状 況 | 対 応 |
|---|------------|
| 武力攻撃(予測)事態の対象となる地方が不特定の場合 | 警戒本部の設置 |
| 武力攻撃(予測)事態の対象となる地方が中四国地方又 はこれに隣接する地方の場合 | |
| 武力攻撃(予測)事態の対象となる地方が中四国地方及 びこれに隣接する地方以外の地方の場合 | 緊急対応チームの招集 |

b 初動方針の決定

緊急対応チーム、警戒本部は、速やかに第1回会議を開催します。

| 目 的 | 項 | 目 |
|-------|--|---------------|
| 認識の共有 | ・武力攻撃(予測)事態の内容 ・各課の状況 ・国、県、指定(地方)行政機関、 | 指定(地方)公共機関の状況 |

| 初動活動方針の | ・情報収集の強化 |
|---------|----------------------------|
| 決定 | ・国民保護措置に係る計画、体制、物資、資機材等の確認 |

(ウ) 対策本部設置の指定要請

日南町(総務課)は、対策本部の設置を必要と認めたときは、知事(危機管理局)に対し、内閣総理大臣に対する対策本部を設置すべき市町村としての指定の要請を求めます。

ウ 政府現地対策本部等の設置準備

日南町は、政府現地対策本部及び合同対策協議会が設置された場合に備え、平素から設置場所や要員の配置、通信機器等の整備等の検討を行い、受入体制を整備します。

エ 関係機関との相互の連携協力体制の構築

市町村内及び市町村を所管する国民保護関係機関は、平素からそれぞれの国民保護体制を整備することとされています。

日南町(総務課)は、連絡会議の開催、訓練の実施などを通じて、相互の情報共有、連絡 体制の整備を図ります。

この際、隣接する市町村との、避難、救援等に係る連携協力体制について注意します。

- (ア) 連絡窓口の設定
- (イ) 相互応援協定等の整備と必要な情報の収集
- (ウ) 広域応援体制の整備
- (エ) 避難誘導体制の整備(現地調整所の設置・調整、避難住民のスクリーニング及び残留者の確認を含む)
- (オ) 運送体制の整備、運送能力の把握
- (カ) 救援体制の整備
- (キ) 国民保護訓練の実施

(3) 補給支援

ア業務実施の基本的事項

日南町(総務課)は、県及び関係機関と連携し、国民保護に要する物資、資機材等をリストアップ、備蓄、整備するとともに、各種補給品の調達方法、備蓄物資の運用方法等について、必要な協定など体制を整備します。

イ 補給支援組織の整備

県は、緊急物資集積地域、緊急物資集積所及びこれらを結ぶ補給幹線の計画と整備を行うこととされています。

日南町(総務課)は、県、関係機関・団体と連携し、町内の臨時物資集積所として活用できる施設、補給幹線として活用できる経路等を調査し、整備、調整など必要な準備を行うとともに、炊出し等について協力を要請します。

ウ 各補給品の把握

県は、各補給品の供給可能数量等について以下のとおり把握することとされています。

| 補給品 | 把 握 な ど |
|-----------|---|
| 食品 | 1 県は、県内外の食品供給可能数量を把握することとされています。 |
| 燃料 | 1 県、市町村は、現存の保管場所と量を把握します。 2 この際、火災・爆発の危険性に注意します。 |
| 復旧資材 等 | 1 県は、応急仮設住宅用資機材及び応急修理資機材の供給可能数量を把 握することとされています。 |

| 日用品、 し好品 衛生資機 材 | 1 県は、県内外の供給可能数量を把握することとされています。1 県は、流通備蓄数量、各医療機関等の備蓄量及び国が保管する感染症のワクチン等を把握することとされています。 |
|--------------------------|---|
| 給水 | のリクチン等を把握することとされています。 1 県、市町村は、給水施設位置及び車両、設備等を把握し、汚染された水源の検知体制を確立します。 |

日南町(総務課)は、県と連携し、町内における各補給品の需給を見積もります。

(4) 運送

ア業務実施の基本的事項

運送手段の確保、運用については、県(企画部、商工労働部)が一元的に行うこととされています。このため、県は、平素から運送事業者である指定(地方)公共機関等と連絡調整を行い、運送体制を整備することとされています。

日南町(総務課ほか各課)は、県などと連携し、町内における運送手段の確保、手配、受入の準備など、必要に応じ的確かつ迅速に人員・物資運送を実施できるよう準備します。

イ 運送支援施設の整備

県(危機管理局、農林水産部、県土整備部)は、以下のとおり運送支援施設を整備する こととされています。

(ア) 運送網

補給幹線となる道路などの状況確認及び必要な整備 (隘路の解消など)

(イ) その他

運送に要する給油、整備、通信施設等を把握し、避難時における中継、休憩場所等についても事前に調査、確保

日南町(総務課ほか各課)は、県と連携して、町内の道路、施設等の状況確認及び必要な整備を行います。

- ウ 運送業務
- (ア) 避難実施要領のパターンなどの作成
 - a 運送計画等の作成準備

県(危機管理局、総務部、企画部、商工労働部、農林水産部)は、運送計画、交通 規制計画の概要を作成することとされています。

また、冬季においては道路の積雪情報を把握し、除雪計画・体制を整備します。

- ① 運送力配分計画
 - 避難住民の規模に基づく各種運送力の配分についての概要を作成します。
- ② 道路使用計画次の事項を検討し、道路使用の概要を作成します。
 - 1 道路状況の把握
 - 2 特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等の把握と、住民避難用道路と武力 攻撃対策のための自衛隊道路の検討

- 3 鉄道、空港、港湾等の使用可能状況及びアクセス道路の把握と、鉄道、空港、 港湾等を使用した経路の検討
- 4 冬季の道路の積雪情報の把握と、除雪体制の検討、整備
- ③ 運送実施計画

運送力の配分と道路使用の概要に基づく、運送計画の概要を作成します。

④ 交通規制計画

道路の状況を把握し、交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報手段等についての概要を作成します。

日南町(総務課)は、あらかじめ町における運送、交通規制及び町内の道路状況(特殊車両、住民避難車両の通行可能箇所等)等を確認します。

b 避難実施要領のパターンの作成

日南町(総務課)は、運送計画の概要等を受けて、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成します。

この際、県(危機管理局)、黒坂警察署の支援を受けるとともに、消防庁が作成する マニュアルを参考にします。

(イ) 運送手段に係る連絡調整

県(総務部、企画部、商工労働部、農林水産部)は、平素から関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認するとともに、 武力攻撃事態等の際の対応についてあらかじめ協議することとされています。

日南町(総務課)は、県等と連携して運送手段の確保、受入れなどに係る連絡体制等 を整備します。

- (ウ) 災害時要援護者の避難
 - a 災害時要援護者の避難に係る連絡調整

日南町(総務課)は、平素から県(福祉保健部)、消防団、自主防災組織、地域・自治会組織、高齢者、障害者、乳幼児施設の長など、町内の関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、災害時要援護者の状況並びにこれらの者に係る施設及び避難体制の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議し、情報伝達、西部消防局との連携など避難誘導等の所要の体制、必要な資機材などを整備します。

b 災害時要援護者避難誘導計画の概成

県(福祉保健部、文化観光局)は、平素から高齢者、障害者、乳幼児の避難に関する計画の概要を作成することとされています。

日南町(総務課)は、県が作成した災害時要援護者の避難に関する計画の概要に基づき、平素から災害時要援護者避難誘導計画を概成します。

(5) 衛生

ア業務実施の基本的事項

県(福祉保健部)は、避難・救援の際、衛生確保のため、速やかに必要な医療、助産などを提供できるよう医療等の提供体制を整備することとされています。

日南町(福祉保健課)は、県、関係機関・団体と連携し、武力攻撃災害等の際、速やかに 医療、助産を確保、受入れできるよう体制を準備します。

イ 衛生支援施設

日南町(福祉保健課)は、県(福祉保健局)、関係機関・団体及び町立病院との連携によ

り町内の臨時医療施設などを開設できる場所を調査選定し、衛生支援施設の速やかな開設のための準備を行います。

また、町立病院などにおいて救護班の編成、派遣及び資機材などの準備を行います。

ウ 治療業務

町立病院は、速やかな医療の提供を確保するため、県(福祉保健部)と協力して、近隣市町村を含めた医療機関(許可病床数等)の把握・連携、治療のために必要な資機材の整備、赤十字標章等の使用許可申請の準備等を行います。

工 搬送業務

日南町(福祉保健課)は、県(福祉保健部)、消防団、自主防災組織、西部消防局など関係機関・団体と連携して、町内の入院患者及び施設入所者のうち有事に搬送が必要な人数を把握するとともに、武力攻撃等の際の搬送手段の確保、受入れに係る体制等について準備します。

才 防疫業務

日南町(福祉保健課)は、県(福祉保健部)と協力し、以下のとおり防疫体制の準備、住民への広報、資機材の整備等を実施します。

- (ア) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療
- (4) 防疫情報の収集、水質検査、食品検査等による迅速な兆候発見
- (ウ) 町内の避難所等における防疫体制
- (エ) 住民に対する防疫(特に個人衛生)の知識、必要性の普及

力 健康管理業務

- (ア) 避難住民の誘導、避難住民等の救援の際の健康管理体制の整備
- (イ) 健康診断その他の衛生業務の実施体制の整備

(6) 施設

ア業務実施の基本的事項

県(危機管理局)は、避難住民数の想定に基づいて、必要な避難施設を指定するととも に、救援施設に必要な候補施設等を選定することとされています。

日南町(総務課)は、県と連携し、町内の集合施設、避難施設、臨時医療施設等として活用可能な施設、応急仮設住宅の建設用地等について確認します。

その際、施設の位置、面積、受入可能人数、主要交通手段、ライフラインの状況等を把握します。

イ 避難施設の指定、管理

(ア) 避難施設の指定

県(危機管理局)は、文書等により施設の管理者の同意を得た上で、避難施設を指定 することとされています。

日南町(総務課)は、町内の候補となる施設の選定、町有施設の活用など県に協力します。

(イ) 避難施設の周知

日南町(総務課)は、県が町内の避難施設を指定、変更した時は、県と協力して住民に 周知します。

(ウ) 避難施設の変更の届け出

避難施設として指定を受けた施設の管理者は、政令に定める重要な変更を加えようと するときは、市町村を通じて県(危機管理局)に届け出ることとされています。

日南町(総務課)は、町内の避難施設について状況を把握し、管理者から届け出があっ

た時は、内容を確認の上、県(危機管理局)へ送付します。

(エ) 避難施設の整備

日南町(総務課)は、町が所管する避難施設を整備し、また、町内の避難施設について 状況を把握します。

日南町(総務課)は、町有施設の新設、改廃に当たっては、避難施設としての利活用に配慮します。

| 整備項目 | 整備內容 |
|-----------|------------------|
| 安全性の確認、確保 | 耐震、耐火診断等の実施、補強 |
| 生活環境の保持 | 衛生、被災者のプライバシーの確保 |

(オ) 資機材の整備

日南町(総務課)は、県と協力して避難施設に次の設備、資機材、台帳類等をあらかじめ配備し、又は必要な時に直ちに配備できるよう準備します。

| 設備、資機材 | 備 考 |
|---------------|---------------------------|
| 消防設備 | 鳥取県収容施設消防基準によります。 |
| 通信設備 | 通信事業者である指定(地方)公共機関に要請します。 |
| 放送設備 | |
| 照明設備 | 非常用発電機及び燃料を含みます。 |
| 暖房設備 | |
| 炊出しに必要な機材及び燃料 | |
| 給水用機材 | |
| 臨時医療施設及び医療資機材 | |
| 仮設の小屋又はテント | |
| 防疫用資機材 | |
| 工具類 | |
| 仮設トイレ・風呂 | これに付随すべき消耗品 |
| 台帳類 | |

(カ) 避難施設管理者との事前協議

日南町(総務課)は、県(福祉保健部)の作成した避難所管理運営指針及びマニュアルに基づき、県と協力して避難施設管理者と使用方法、連絡体制等について事前に連絡調整します。

(7) 人に関すること

ア 職員の配置変更、派遣、斡旋要請

日南町(総務課)は、必要に応じ的確かつ迅速に職員の配置変更、派遣、斡旋要請等が実施できるよう、平素から県(総務部)等との連携を図り、また、武力攻撃災害発生時等の職員の人的体制を整備します。

- (ア) 課別・職種別人員数等の把握
- (イ) 支援の必要な分野の洗い出し
- (ウ) 要請体制、要請内容等の検討

(エ) 必要な協定の締結等

イ 被災者の捜索、救出

日南町(総務課)は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに被災者の捜索、救出を行い得るよう、平素から西部消防局、黒坂警察署、消防団、地域・自治会組織、自主防災組織、その 他関係機関・団体と連絡調整を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

日南町(総務課)は、武力攻撃災害発生の際等は速やかに火葬、埋葬を行い得るよう、平素から県(生活環境部)、西部広域行政管理組合ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材、燃料等を整備するとともに、必要な施設等を選定、計画します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 兆候発見の通報体制、緊急通報体制の確立

日南町(総務課)は、武力攻撃災害の兆候の早期発見・通報のため、平素から、県(危機管理局)、西部消防局、黒坂警察署、消防団、地域・自治会組織、自主防災組織、その他関係機関・団体等との連携を図り、通報体制の確立を図るとともに住民へ周知します。

- イ 生活関連等施設の安全確保
 - (ア) 生活関連等施設の把握

知事(危機管理局ほか各部局)は、県内の生活関連等施設について調査、把握し、市 町村等関係機関へ情報を提供することとされています。

日南町(総務課)は、町所管の生活関連等施設について県に情報を提供するとともに、町内の生活関連等施設について、把握します。

(イ) 生活関連等施設に係る情報、認識の共有等

知事(危機管理局)は、把握した生活関連等施設の情報及びその他安全確保に係る情報を、市町村、公安委員会、境海上保安部長、鳥取海上保安署長及び美保航空基地長等に提供するとともに、県内における関係機関相互の連絡体制の整備に努めることとされています。

日南町(総務課)は、県内の連絡体制に参加するとともに、町内における黒坂警察署、 西部消防局等との連絡体制の整備に努め、情報、認識の共有を図ります。

(ウ) 生活関連等施設の管理者への通知等

県は、生活関連等施設の管理者に対し、以下のとおり通知等を行うこととされています。

a 生活関連等施設の管理者に対する安全確保の留意点の通知

知事、警察本部は、海上保安部長等と協力して、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び施設の安全確保の留意点(所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めたものその他)を通知することとされています。

b 生活関連等施設の管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、国の安全確保の留意点などを踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、監視カメラの設置、巡回の実施など、武力攻撃事態における安全確保措置について定めるよう要請することとされています。

c 生活関連等施設の管理者に対する助言

警察本部等は、知事もしくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢などを勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し、必要な助言を行うこととされています。

d 生活関連等施設の管理者との連絡網の整備

知事は、生活関連等施設の管理者と県内の国民保護関係機関の連絡網を整備すること

! とされています。

日南町(総務課)は、町内の生活関連等施設について通知等の情報を共有し、必要な対策をとります。

(エ) 町が管理する生活関連等施設の安全確保

日南町(総務課ほか各課)は、国の安全確保の留意点などに基づき、自らが管理する生活関連等施設の安全確保について、計画、資機材の準備、必要に応じ監視カメラの設置、 関係機関との連携強化などに、平素から努めます。

また、武力攻撃(予測)事態及びその兆候が認められるときなどは、警備の強化、関係機関への連絡、要請など、安全確保に努めます。

ウ 武力攻撃原子力災害への対処準備

日南町(総務課)は、県など関係機関と連携しつつ、必要な資機材の準備、伝達体制の整備など、武力攻撃原子力災害への対処を準備します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

日南町(総務課)は、武力攻撃事態等の発生時には、住民生活と関連性が高い物資や役務の価格や供給について監視を行うことができるよう、平素から県(生活環境部)、関係機関との連携を図ります。

(10) 広報、広聴活動

ア 国民保護制度の広報

日南町(総務課)は、国民保護制度について、町報、CATV、インターネット、住民説明会などにより住民への広報を実施します。

イ 避難方法等の周知

日南町(総務課)は、県(危機管理局、未来づくり推進局)等と協力し、避難住民の誘導 及び避難住民等の救援等について住民に周知し、理解・協力を得られるように努めます。

| 周知項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 避難施設、集合施設の所在等 | ①避難施設、集合施設の名称、所在位置 ②避難施設、集合施設への経路(避難経路) |
| 避難方法等 | ①警報、避難の指示等の伝達方法 ②避難の際の行動 ③避難の際の注意事項 ④日頃から用意しておくべきもの ⑤住民の協力 |

ウ 相談窓口

日南町(総務課)は、武力攻撃(予測)事態発生時における住民の問い合わせに対する相談窓口の設置、情報提供について、あらかじめ必要な体制を整備します。

5 その他

(1) 国民保護訓練の実施と住民の参加

計画的に訓練を行い、計画・マニュアル等の検証、関係機関との連携を図るとともに、住民の自発的参加を呼びかけます。

(2) 職員の研修

ア 日南町(総務課)は、防災に携わる職員の育成と連携して、国民保護に必要な知識と技能、 状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。

イ 日南町(総務課)は、その他の一般職員についても防災危機管理について必要な知識の教

育に努めます。

(3) 普及啓発

「第7章 その他」の「2 普及啓発」により国民保護措置の概要などについて、住民に対する普及啓発を行います。

(4) 学校教育における普及啓発、児童生徒等の保護及び応急教育の準備

ア 学校教育における普及啓発

日南町(教育委員会)は、児童生徒等の安全確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、災害時の対応などの安全教育や自他の生命及び平和と基本的人権を尊重する精神について教育を行います。また、必要な場合には有事における民間人の保護について教育します。

イ 児童生徒等の保護の準備

日南町(教育委員会)は、児童生徒等の安全を最優先に、各学校における保護者などとの 連絡体制の確保、児童生徒等の避難及び避難住民等受入の計画などの準備を行います。

ウ 応急教育の準備

日南町(教育委員会)は、町立学校の児童生徒等、教職員数、施設、立地条件等を考慮し、 武力攻撃事態等における応急教育の計画を策定します。

(5) 文化財の保護

日南町(教育委員会)は、指定文化財所有者等に対し、事前の対処措置を要請、支援すると ともに、武力攻撃等の際の連絡体制を準備します。

美術工芸に属するもの等については、所在の場所又は管理の方法の変更、その他その保護に関し、滅失、き損その他の被害を防止するための必要な対策をあらかじめ検討します。

(6) 公共施設等の設置

公共施設等の整備に当たっては、国民保護措置を実施する観点にも留意します。

ア 建築物、施設構造物の安全対策

避難所としての利用と武力攻撃災害の発生、拡大の防止を考慮します。

イ 避難経路の整備

避難経路となる道路等については、計画的かつ着実に整備します。(危険予想箇所の減少を目的とした改良、代替路線の検討など)

別紙第3

緊急避難段階の計画

要旨

時間的余裕がない避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、 退避、緊急避難を指示します。

住民の避難は、屋内の避難が主となりますが、攻撃の類型により、避難の方法が異なるので注意が必要です。

関連する計画

| 日南町 | 地域防災計画 |
|-----|--------|
| 県 | 地域防災計画 |

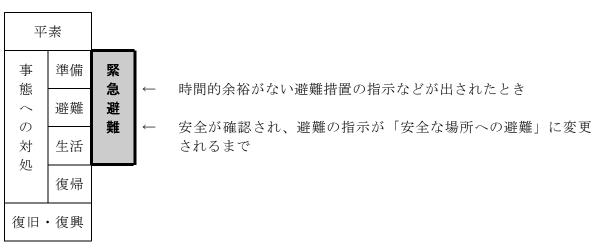
避難タイプとの関連

各避難タイプによる差はありません。 共通で、警報・緊急避難の伝達、避難・退避の指示を行います。 避難住民の誘導、避難住民等の救援は、他の段階に準じて行います。

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



- イ この期間に予想される状況と留意点
 - (ア) 避難の指示が事態発生の直前になることが予想されます。
 - (イ) NBCR (核、生物、化学、放射能) 兵器が使用された場合、個人による防護の実施が 重要です。

(2) 想定される攻撃と被害の類型

ア 攻撃の類型

- (ア) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (4) ミサイル (弾道ミサイル、巡航ミサイル)、航空機による攻撃
- (ウ) NBCR攻撃
- イ 被害の類型
 - (ア) 爆発
 - (イ) NBCR災害(武力攻撃原子力災害を含みます。)
 - (ウ) 要人等の殺傷

(3) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

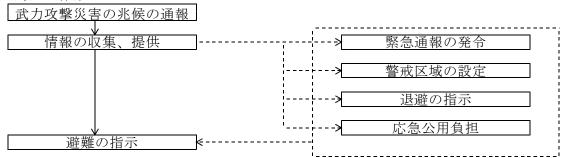
(1) 活動方針

日南町(総務課)は、時間的余裕がない避難措置の指示が出された場合は、的確かつ迅速に住民に危険を周知し、避難を指示します。

この際、攻撃の種類に応じた避難と攻撃後の対処方法に留意します。

(2) 実施要領

ア 対処の体系



(ア) 武力攻撃災害の兆候の通報

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 武力攻撃災害の兆候の通報」に準じて実施します。

- (イ) 情報の収集、提供
- (ウ) 緊急通報の発令

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 緊急通報の発令」に準じて実施します。

(エ) 退避の指示

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(エ) 退避の指示」に準じて実施します。

(オ) 警戒区域の設定

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(オ) 警戒区域の設定」に準じて実施します。

(カ) 応急公用負担

「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(カ) 応急公用負担」に準じて実施します。

(キ) 緊急の避難の指示

イ 情報の収集、提供

(ア) 情報の収集

武力攻撃事熊等については、通常国、県などからの情報収集が中心となりますが、突発 的な武力攻撃等については、自然災害と同様現場での情報が重要となることから、日南町 (総務課) は、消防団、地域・自治会組織 (屋内避難・退避が指示されているなど安全が 確保されない場合を除きます。)及び西部消防局、黒坂警察署等と連携して迅速に町内の 情報を収集します。

併せて、県(危機管理局)、県対策本部に設置される防護センター等からの情報入手に 努めます。

この際、使用された兵器の特定を重視します。

(イ) 情報の提供

a 住民に対する情報提供

日南町(総務課)は、サイレン、防災行政無線、集落放送、CATV、Townsnet、インターネット、広報車、消防団、自主防災組織、地域・自治会組織の協力な ど、あらゆる手段により、住民に対し、危険の発生と取るべき対処の指針を伝達します。

b 関係機関との情報共有

日南町(総務課)は、直ちに収集した情報を県(危機管理局)、西部消防局、黒坂警 察署などへ連絡し、速やかな情報共有を図ります。

ウ 実施体制の確保

(ア) 対策本部等の設置

日南町(総務課)は、直ちに警戒本部を設置し、職員を参集するとともに、県(危機管 理局) を経由して国に対し、対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請(法26②) します。

国から当該指定を受けたときは、迅速に対策本部を設置(法27)し、必要な場合は、関 係機関・団体等に対する連絡要員の派遣要請、現地対策本部・現地調整所の設置等を実施 します。

(イ)日南町(総務課)は、必要な場合は直ちに、黒坂警察署に対しスクリーニングの実施、 県(危機管理局)に対し国民保護等派遣の要請などを行うよう求めます。

エ 武力攻撃災害への対処

- (ア) 対処要領
 - a 町による対処

日南町(総務課ほか各課)は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場 合は、県、黒坂警察署、西部消防局その他関係機関・団体等と連携し、国民保護法、消 防法などの規定に基づき、武力攻撃災害の防除、軽減その他の措置を実施します。

- 武力攻撃災害の発生を防止します。 武力攻撃災害が発生した場合、これを除去します。 武力攻撃災害を除去できない場合これに伴う被害を軽減します。 その他被害の最小化に資する措置を実施します。 3
- - b 町の能力を超えた場合の対処

日南町(総務課)は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合 において、もし県、国等による措置が迅速に講じられれば、住民の生命、身体、財産を 保護できると認められる場合、直ちに県(危機管理局)に対し、対処を要請します。

県は、武力攻撃災害の防除、軽減その他の措置を実施し、県の能力を超え、または そのおそれがあると判断するときは、速やかに国対策本部長に対し必要な措置を講ず るよう要請を行うこととされています。

c 消防による対処(法97⑦)

消防は、その施設、人員を活用して、①国民の生命、身体、財産を武力攻撃による 火災から保護し、②武力攻撃災害を防除、軽減することとされています。

消防団は、迅速に参集し、町内に武力攻撃災害等が発生した場合、消火、救助活動を開始します。この際、速やかに西部消防局と連絡調整を行い、その所轄下に行動します。

オ 緊急の避難・退避の指示

(ア) 状況、原因などが未確定の場合

日南町(総務課)は、町内で異常な兆候を認めた際、住民に対する危険切迫等の情報を 得た際は、速やかに必要な範囲で住民に対し屋内への退避を指示します。

この際、町森林組合、町観光協会等と連携して、山間部における林業従事者、観光客等への迅速かつ確実な伝達に努めます。

また、消防団は参集、待機など必要な体制をとり、住民の退避の誘導、武力攻撃災害対処の準備等に当たります。

誘導に当たっては、災害時要援護者の誘導に係る西部消防局との連携に留意するとともに、退避誘導後は、地域・自治会組織などの協力を得て、退避に遅れた住民が生じることがないよう確認します。

(イ) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

| 国対策本部 | 県 | 日南町 | 住民 |
|-------------------------------|---------------------------|-----------------------|---|
| 要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難) | 近接要避難地域の設定 避難の指示(屋内避難) | 避難の指示の伝達 | 屋内への一時的避難 |
| | | 服の発令) D指示) 或の設定 | 立入の制限 退去 外出の抑制、制限 |
| 情報の提供 | | * | 情報の入手・テレビ・ラジオ |
| 移動の安全確認 避難措置の指示 被害状況の把握 | 避難の指示 | 避難の指示の伝達誘導 | 避難 |
| | | | |

- ※ NBCR兵器が使用された場合、武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「(エ) NBCR攻撃の場合」に準じます。
- (ウ) ミサイル (弾道ミサイル、巡航ミサイル)、航空機による攻撃の場合

| 国対策本部 | 県 | 日南町 | 住民 |
|-------------------------------|---------------------------|---------------|--|
| 要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難) | 近接要避難地域の設定 避難の指示(屋内避難) | 避難の指示の伝達 | 外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 |
| | | ₩の発令) ○指示) | 屋内への一時的避難 ※爆風被害の防止 ・堅牢な施設 ・地下施設 |
| | | | ・室内の目張り |



- ※ 弾頭にNBCが使用された場合又は武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「(エカ) NBCR攻撃の場合」に準じます。
- (エ) NBCR攻撃の場合

| 国対策本部 | 県 | 日南町 | 住民 |
|-------------------------------|---------------------------|----------------|--|
| 要避難地域の設定 避難措置の指示 (屋内避難) | 近接要避難地域の設定 避難の指示(屋内避難) | 避難の指示の伝達 | 外出の抑制、制限 屋内への一時的避難 |
| | (緊急通幸 (退避 <i>0</i> | | 定内への 時的 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 地下施設 ・ 室内の 目張り |
| | 警戒区域 | 域の設定 | 立入の制限 退去 外出の抑制、制限 |
| 弾頭種類)の確認 | | | |
| 被害状況 | | • | 個人防護 |
| 情報の提供 | | * | 情報の入手・テレビ・ラジオ |
| 避難措置の指示 被害状況の把握 | 避難の指示 | 避難の指示の伝達 誘導 | 避難 |
| | | | |

カ NBCR災害への対処

各攻撃類型において、NBCR災害が覚知された場合の対処については、次のとおり行動します。

(ア) N (核) 攻撃

| 項目 | 対処 | |
|----|--|--|
| 要点 | 1 爆風、熱線、放射線への対応 2 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 3 時間(汚染源にさらされる時間を短く)、距離(汚染源からで 離れる)、遮蔽(避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ を置く)に留意 | |

| 個人防護 | 1 核爆発の方向を見ない 2 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する 3 避難できない場合は、退避場所にいく(地下室、窓のない奥まった部屋) 4 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋により密封する 5 石けんで全身をくまなく洗う 6 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 7 至近距離では、布(できれば水で濡らしたもの)で口と鼻を覆う ※ 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない |
|-----------|--|
| 避難の指 示 | 1 風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 |
| 屋内退避 | 1 換気装置を止める2 空気調節弁を閉める3 ドアや換気口をガムテープで目張りする4 別途避難の指示があるまで外出禁止 |
| 情報収集 | 1 テレビ、ラジオなど ※ 電磁パルスによりインターネット、携帯は使用不可 |
| 治療 | 1 専門医による治療 (留意事項) ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指 導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 |
| 町の措置 | 1 核攻撃による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲特定に資する被災情報を直ちに県(危機管理局)へ報告します。 2 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。 |

(イ) B (生物兵器) 攻撃

| 項目 | 対 処 |
|-----------|--|
| 要点 | 1 被災者の除染、感染等の有無、治療との連携を考慮 |
| 指標 | 1 異常な数の人・動物の発病、人・動物の異常な死亡数 2 予定されていない、異例の空中噴霧 3 廃棄された噴霧装置 |
| 個人防護 | 1 口と鼻をマスク又は数層に重ねた布で覆う 2 皮膚を覆う(手袋、帽子、雨合羽、マスク) 3 石けんと水で肌を洗う 4 警察、消防に連絡 5 汚染された衣服などをビニール袋に入れ密閉する |
| 避難の指 示 | 1 風下方向に拡散する生物剤エアロゾルを避けて遠くに離れる 2 危険区域内の住民を区分して避難させる |
| 屋内避難 | 1 換気装置を止める2 空気調節弁を閉める3 ドアや換気口をガムテープで目張りする |
| 情報収集 | 1 テレビ、ラジオなど |
| 治療 | 1 専門医による治療とワクチン接種 (留意事項) ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置) ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施 |
| 町の措置 | 1 措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン 接種を行わせます。 |

2 感染症法の枠組みに従い、日野保健所等と連携して、患者の移送、汚染範囲の把握及び感染源の特定、消毒等の措置を行います。

(ウ) C (化学兵器) 攻撃

| 項目 | 対 処 |
|-------|--|
| 要点 | 1 被災者の除染、化学剤の暴露の有無、治療との連携を考慮 |
| 指標 | 1 大量の負傷者、数多くの人間が、同様に、説明のつかない症状を訴えている 2 負傷者に一定の症状がある 3 病気が、ある地理上の区域に限定されている 4 動物、鳥、魚、昆虫が死ぬ。時期でもないのに植物が枯れる 5 気象条件では説明がつかない不自然な液滴 6 不自然な臭い 7 天候、スモッグ、又は周辺環境からは説明できない低くたなびく雲、霧のようなガス体 8 不自然な金属片 |
| 個人防護 | |
| 避難の指示 | 1 責任者の正確な避難の指示に従う 2 風下を避けて遠くに離れる 3 専門的知識のある人間による被災者の救援 |
| 屋内避難 | 1 地階より上の、窓のない奥まった部屋に退避2 換気装置を止める3 空気調節弁を閉める4 ドアや換気口をガムテープで目張りする |
| 情報収集 | 1 テレビ、ラジオなど |
| 治療 | 専門医による治療 (留意事項) ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施 |
| 町の措置 | 1 措置に当たる要員に防護服を着用させます。 2 関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及 び除染等に資する情報収集を行います。 |

(エ) R (放射能) 攻撃

| 項目 | 対 | 処 |
|-----------|--|--|
| 要点 | 1 爆発、放射能による被害 2 時間 (汚染源にさらされる時間を 離れる)、遮蔽 (避難場所を探し、) を置く) に留意 | 短く)、距離(汚染源からできるかぎり 5染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物 |
| 個人防護 | 1 至近距離では、布(できれば水で 2 徒歩で避難 3 石けんで全身をくまなく洗う 4 汚染区域にいた場合は、 ・ 石けんで全身をくまなく洗う ・ 衣服、靴を脱ぎ、二重にとたっ ・ 衣服の危険のある食品・飲料水は 6 帽子、スカーフ、長袖シャッ、ズ 洗護マスクは、装着法に精通した | リ袋に密封する 避ける ボンを身につけて避難準備 |
| 避難の指 示 | 1 風下を避けて風向きとなるべく垂 | 直方向に避難 |
| 屋内避難 | ※ 汚染区域から離れた場所にいた場1 地下室、窓のない奥まった部屋、 | |

| | 2 換気装置を止める 3 空気調節弁を閉める 4 ドアや換気口をガムテープで目張りする |
|------|---|
| 情報収集 | 1 テレビ、ラジオなど |
| 治療 | 1 専門医による治療 (留意事項) ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指 導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 |

(オ) 武力攻擊原子力災害

| 項目 | 対 処 |
|-----------|--|
| 要点 | 1 放射能への対応 2 時間 (汚染源にさらされる時間を短く)、距離 (汚染源からできるかぎり離れる)、遮蔽 (避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く) に留意 |
| 個人防護 | 1 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する 2 避難できない場合は、退避場所にいく(地下室、窓のない奥まった部屋) 3 衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋に密封する 4 石けんで全身をくまなく洗う 5 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける ※ 防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない |
| 避難の指 示 | 1 風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 |
| 屋内避難 | 1 換気装置を止める 2 空気調節弁を閉める 3 ドアや換気口をガムテープで目張りする 4 別途避難の指示があるまで外出禁止 |
| 情報収集 | 1 テレビ、ラジオなど |
| 治療 | 1 専門医による治療 (留意事項) ・ 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 ・ 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指 導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 |
| 町の措置 | 1 武力攻撃原子力災害への対処(※) |

※ 武力攻撃原子力災害への対処(法105)

① 国が行う武力攻撃原子力災害対処

国対策本部長は、武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出される ことにより、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるときは、 以下の事項を公示することとされています。

- 1 応急対策実施区域
 - 武力攻撃原子力災害の発生、拡大を防止するための応急対策を実施すべき区域
- 2 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- 3 住民、公私の団体に対し周知させるべき事項

② 県が行う武力攻撃原子力災害対処

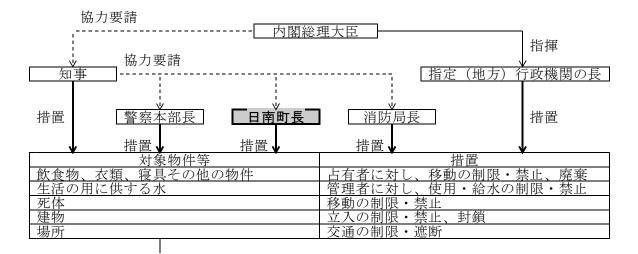
県は、応急対策実施区域管轄都道府県知事として、住民の避難その他応急対策が指示 れたときは、速やかに以下のとおり所要の応急対策を実施することとされています。

- 1 地域防災計画(原子力災害対策編)等に準じた措置の実施
- 2 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
- 3 モニタリングの実施
- 4 住民の避難等の措置
- 5 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携
- 6 国への措置命令の要請等
- 7 安定ヨウ素剤の配布
- 8 食料品等による被ばくの防止
- 9 要員の安全の確保
- ③ 町が行う応急対策(法105³)で準用する原災特措法26) 日南町(総務課ほか各課)は、以下のとおり応急対策を実施します。
- 1 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達、住民の避難に関する事項
- 2 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 施設・設備の整備・点検・応急復旧に関する事項
- 5 犯罪の予防、交通の規制その他武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の 維持に関する事項
- 6 緊急運送の確保に関する事項
- 7 食料、飲料水、医薬品その他の物資の確保、居住者の被ばく放射線量の測定、放射性 物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- 8 その他武力攻撃原子力災害の発生、拡大の防止を図るための措置に関する事項
- ④ 町が行う事後対策 (法105³)で準用する原災特措法27) 日南町 (総務課ほか各課) は、以下のとおり事後対策を実施します。
- 1 応急対策実施区域等における放射性物質の濃度、密度、放射線量に関する調査
- 2 居住者等に対する健康診断、心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
- 3 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、応急対策実施区域等における放射性物質の発散状況に関する広報
- 4 その他武力攻撃原子力災害の発生・拡大の防止、復旧を図るための措置に関する事項

キ 汚染の拡大の防止 (法107~110)

日南町(総務課)は、汚染(※)の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、 県(危機管理局)、黒坂警察署、西部消防局その他関係機関と連絡調整を行い、名あて人へ の通知等を行った上で、次に掲げる措置を講じます。

※汚染=武力攻撃に伴う放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、若しくは毒素又は危険物質等による汚染



ク 住民の救援

県は、攻撃に使われた物質を特定し、必要な場合除染を行うこととされています。

県、町は安全が確認された後、医療救援を行います。

3 各機関の役割

(1) 日南町

| 機関名 | 内容 |
|---------|--------------------------------|
| 共通 | 1 その他日南町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項 |
| 総出議会事務局 | 1 日南町国東衛部の際海路の総別 を |

| 住民課 | 1 戸籍等の保護、火葬等の許可 2 廃棄物、し尿の処理 |
|----------|---|
| 福祉保健課 | 1 避難所・集合施設等の緊急開設・運営 2 医療・助産(人員・医薬品・資機材・施設等)の提供、被害調査・対策等 3 感染症の予防、対策等 4 町立病院の医療、助産、避難 5 避難住民の健康維持、保健衛生 6 食品衛生、食中毒防止等 7 他課に属しない生活支援及び保護 |
| 企画課 | 1 緊急運送の計画、手配、運営等 |
| 農林課 | 1 避難住民への食品の給与 2 農林水産業関係の被害調査、対策 3 商工業関係の被害調査、対策 4 観光施設等への緊急連絡 |
| 建設課 | 1 上下水道の被害調査・応急復旧・水質検査 2 応急給水等 3 河川漂流物等に関する情報収集、保管、対処等 4 道路(農林道を含む)の緊急状況確認・確保・情報提供 5 公共土木施設等の状況把握、対策 6 土木資機材等の手配 7 町営住宅の調査、提供、応急復旧 |
| 教育委員会事務局 | 1 児童生徒等の救護、緊急避難等 2 児童生徒等の応急教育 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力 4 文教施設等の状況把握、対策、提供 5 文化財の緊急保護 |
| 保育園 | 1 保育所園児の緊急避難等 2 保育所園児の応急保育 3 各課の応援 |
| 町立病院 | 1 町立病院の患者等の緊急避難 2 町立病院への患者受入れ、救護班派遣等 |
| 消防団 | 1 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減 2 緊急避難の際の避難住民の誘導 3 災害時要援護者の緊急避難の補助 4 住民への情報伝達及び町内情報の収集 |

(2) 県

| 機関名 | 内容 |
|-----|--|
| 県 | 1 情報の収集、関係機関への連絡調整、要請 2 緊急通報の発令 3 緊急避難、退避の指示 4 警戒区域の設定 5 国民保護措置の総合調整 6 武力攻撃への対処 |

(3) 指定地方行政機関

| 機関名 | 内容 |
|-----|---|
| 共通 | 1 国民保護措置の連絡調整等 2 武力攻撃災害に係る国民保護措置 3 武力攻撃災害情報等の収集伝達 |

(4) 自衛隊

| 機関名 | 内容 |
|-----|--|
| 共通 | 1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置 |

(5) 指定公共機関

| 機関名 | 内容 |
|-------|--|
| 共通 | 1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務 のうち緊急避難の段階において実施すべき業務 |
| 放送事業者 | 1 警報、避難の指示、緊急通報の放送 |

(6) 指定地方公共機関

| 機関名 | 内容 | |
|-------|--|--|
| 共通 | 1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務 のうち緊急避難の段階において実施すべき業務 | |
| 放送事業者 | 1 警報、避難の指示、緊急通報の放送 | |

4 活動要領

緊急避難後の活動要領は、次の各段階の計画の「4 活動要領」に準じて行います。

(1) 避難準備

別紙第5「避難準備段階の計画」

(2) 避難

別紙第6「避難段階の計画」

(3) 避難生活

別紙第7「避難生活段階の計画」

別紙第4

避難準備段階の計画

要旨

未だ避難は指示されていませんが、武力攻撃(予測)事態が認定され、県、市町村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定される等、危険性、緊張が高まった段階で、日南町は以下のとおり対処します。

- ① 速やかに住民の避難が実施できるよう所要の準備を完了します。
- ② 武力攻撃災害の発生に備え、発生の際は速やかに対処します。
- ③ 関係機関・団体、住民に対し、避難準備を指示します。

関連する計画等

| 日南町 | 地域防災計画、町立病院避難計画、町立病院医療等提供計画 |
|-----------|--|
| 県 | 運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、災害時要援護者の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、県立病院避難計画、応急 教育計画 |
| 指定地方公共 機関 | 国民保護業務計画 |

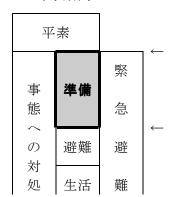
避難タイプとの関連

| 大規模 | 中規模 | 小規模 |
|--|---|--------------------------------|
| 情報の収集、広報 県が避難先都道府県と連絡調 整の後県外の避難先市町村と 連絡調整 | 情報の収集、広報 県内の避難先市町村と連絡調整、県が避難先都道府県と連絡調整の後県外の避難先市町村と連絡調整 | 情報の収集、広報 県内の避難先市町村と連絡調 整 |

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



武力攻撃(予測)事態が認定され、県、日南町が国民保護対策 本部を設置すべき地方公共団体として指定されたとき

県、日南町を含む地域に警報が発令され、県に避難措置の指示 が伝達されたとき



イ この期間に予想される状況と留意点

この段階においては、避難が指示された際、直ちに避難措置が実施できるよう、あらかじめ準備を完了することが重要です。

また、社会的混乱防止、武力攻撃災害に伴う被害の予防・最小化が必要です。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

日南町(総務課ほか各課)は、避難住民の誘導を安全かつスムーズに行うことができるよう、 速やかに必要な諸準備を整えます。

この際、以下の諸点に注意します。

- ① 避難の指示など情報の住民への確実な伝達
- ② 県、関係機関・団体との連携の強化
- ③ 緊急事態が発生した場合の的確かつ迅速な対処

(2) 実施要領

ア 情報の収集強化

県、関係機関・団体及び消防団、地域・自治会組織などを通じた町内からの情報収集を強化します。併せて収集した情報について的確かつ迅速に提供が行えるよう連絡体制、通信機器等を確認します。また、住民に対し防災行政無線等を通じ適時適切に広報、広聴を行います。

イ 実施体制の確立

速やかに日南町(総務課ほか各課)の組織を国民保護体制へ移行し、職員に特殊標章を着 用させます。また、国民保護対策本部を設置します。

ウ 避難の準備

避難の指示の際は、速やかに避難実施要領を策定し、避難住民の誘導が実施できるよう、 消防団の警戒体制など避難の体制、資機材等について必要な確認及び準備を完了します。

エ 救援の準備

県が救援の指示を受けた際は、速やかに救援を補助又は法定受託できるよう備蓄物資など 必要な確認及び準備を完了します。また、必要に応じ県に対し物資の売渡要請等の措置を要 請します。

オ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

生活関連等施設の安全確保、消防団の警戒体制など武力攻撃災害の予防、対処準備を完了するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

カ 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活基盤の確保等必要な予防、対処を実施します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置を県に要請するとともに、住民への周知を図ります。

3 各機関の役割

(1) 日南町

| 機関名 | 内容 |
|---------------------|---|
| 共通 | 1 その他日南町長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項 |
| 総務課 出納室 議会事務局 | 1 日南町国民保護措置の総括 2 日南町国民保護対策本部の設置 3 町内における避難準備の総合調整 4 避難準備に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 警報伝達、避難の指示経由等の準備 6 消火、救急、救助等の準備 7 防災行政無線の使用・維持に関すること 8 危険物質等の保安対策準備 9 被状態 変質の変更が |
| | 10 特殊標章等の交付 11 武力攻撃事態、避難準備等に係る広報・広聴 12 写真等による情報の記録・収集等 1 職員の服務、給与、動員、派遣、受入準備等 2 職員の活動支援、安否等に関する準備 3 町有財産・車両等の管理、運用、提供、補修準備等 4 人権の擁護に関すること 5 外国人への情報提供及び避難準備 |
| | 6 地域・自治会組織、自主防災組織の連絡調整・支援 7 町議会に関すること |
| | 8 町役場仮庁舎・現地対策本部、現地調整所などの設置・移転等に関すること |
| | 9 国民保護部 (国際) (国家 |
| 住民課 | 3 戸籍等の保護、火葬等の許可の準備 16 廃棄物・し尿処理の準備 |
| 福祉保健課 | 3 医療・助産(人員・医薬品・資機材・施設等)の提供・被害調査・対策等準備 4 感染症の予防、対策等 5 町立病院の医療、助産、避難の準備に関すること 12 避難住民の健康維持、保健衛生の準備 14 食品衛生、食中毒防止等の準備 18 他課に属しない生活支援及び保護に関すること |

| 企画課 | 1 運送の調査、計画、手配・運営準備等 |
|----------|---|
| 農林課 | 1 避難住民への食品の確保、給与準備 2 農林水産業関係の被害調査・対策準備 2 商工業関係の被害調査・対策準備 3 観光施設等の避難準備に係る連絡調整 |
| 建設課 | 1 上下水道の被害調査・応急復旧・給水等 2 水質検査の準備 5 河川漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の準備 6 道路(農林道を含む)の状況確認・確保・情報提供に関すること 11 公共土木施設等の状況把握、対策に関する準備等 14 土木資機材等の手配準備 17 町営住宅の調査・提供・応急復旧準備 |
| 教育委員会事務局 | 1 児童生徒等の安全確保、避難準備等に関すること 2 児童生徒等の救護、応急教育の準備 3 避難所の確保、開設、運営に対する協力準備 4 文教施設等の状況把握、対策、提供に関する準備等 5 文化財の保護準備に関すること |
| 保育園 | 7 保育所園児の避難準備等に関すること 8 保育所園児の応急保育の準備 1 各課の応援 |
| 町立病院 | 1 町立病院の患者等の避難準備 2 町立病院への患者受入れ、救護班派遣等準備 |
| 消防団 | 1 避難住民の誘導の準備 2 災害時要援護者の避難の補助の準備 3 消火及び武力攻撃災害対処の準備 4 住民への情報伝達及び町内情報の収集 5 避難住民等の救援の補助の準備 |

(2) 県

| 機関名 | 内容 |
|-----|--|
| 県 | 1 県国民保護対策本部の設置 2 県内国民保護措置の総合調整 3 県内の避難準備の総括 4 武力攻撃災害対処の総括 |

(3) 指定地方行政機関

| 機関名 | 内容 | |
|-----|---|--|
| 共通 | 1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示 す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務 | |

(4) 自衛隊

| 人 機関名 人 人 |
|-----------|
|-----------|

| 共通 1 国民保護措置の準備、実施 | | |
|--|----|---|
| (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置 | 共通 | (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 |

(5) 指定公共機関

| 機関名 | 内容 | |
|-----|---|--|
| 共通 | 1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務 のうち避難準備段階において実施すべき業務 | |

(6) 指定地方公共機関

| 機関名 | 内容 | |
|-----|---|--|
| 共通 | 1 本文「第4章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す業務 のうち避難準備段階において実施すべき業務 | |

4 活動要領

(1) 情報

ア 武力攻撃 (予測) 事態の認定等の伝達

日南町(総務課)は、①武力攻撃(予測)事態の認定、②政府の対処基本方針、③県、町に対する国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定の通知を受けたときは、速やかに住民、関係機関・団体へ伝達します。

イ 情報収集、分析、提供

(ア) 情報収集

日南町(総務課)は、避難の指示、救援の法定受託などの際には迅速に対応できるよう、 県(危機管理局ほか各部局)、関係機関・団体及び消防団、地域・自治会組織などからあ らかじめ必要な情報を収集します。

この際、隣接する県、市町村の情報収集及び連絡調整に注意します。

(イ) 情報分析

日南町(総務課ほか各課)は、県、関係機関・団体等の情報を集約し、突合、確認、分析等を行うとともに、町対策本部に地図等の図表を設置します。

- (ウ) 情報提供
 - a 情報提供項目
- 1 武力攻撃(予測)事態の内容
- 2 県、市町村等の活動状況
- 3 町内及び周辺の被災情報
- 4 避難準備の呼びかけと注意事項等

b 情報提供体制

日南町(総務課)は、防災行政無線、消防団、地域・自治会組織及び集落放送、CATV、Towns-netなどを通じ、住民、その他関係機関・団体に対し適時適切に情報を提供し、避難準備を要請します。

この際、日南町森林組合、日南町観光協会等と連携して、山間部における林業従事者、観光客等への迅速かつ確実な伝達に努めます。

(工) 別紙第1「情報計画」参照

ウ 安否情報

日南町(総務課)は、消防団、地域・自治会組織、県(文化観光局)、その他関係機関・ 団体と連絡調整を行い、平素から各自治会などの有する情報及び安否情報の迅速な収集、集 約、提供体制を確認、準備します。

この際、可能であれば各集合施設などにおいてTowns-netを活用します。

工 被災情報

日南町(総務課)は、消防団、地域・自治会組織、県(危機管理局)、西部消防局、黒坂 警察署、その他関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、提供体制 を確認、準備します。

才 通信

日南町(総務課)は、防災行政無線、集落放送、Towns-net等の通信機器及び消 防団、地域・自治会組織などを通じた通信体制を確認し、補修、バックアップ体制の確保な ど所要の対策を実施します。

また、必要に応じ電気通信設備の優先利用等を要請します。

カ その他

(ア) 警報の伝達、避難の指示の経由

避難の準備中に、知事(危機管理局)から警報の通知、避難の指示を受けた場合、日南 町(総務課)は、速やかに別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(1)情報」 に準じて伝達、通知します。

(イ) 武力攻撃災害兆候等の通報

避難の準備中に武力攻撃災害兆候等が生じたときは、「第3章 構想」の「2 実施要 領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(7) 武 力攻撃災害の兆候の通報」に準じて実施します。

(2) 実施体制

ア 町の国民保護体制への移行

日南町(総務課ほか各課)は、対策本部を設置すべき市町村としての指定の通知を受けた ときは、原則として通常業務を中止し、組織、人員配置の変更、消防団の警戒体制、先遣隊 の編成、派遣準備など、国民保護体制へ移行します。

イ 対策本部の設置

(ア) 対策本部の設置

日南町(総務課)は、対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときは、直ち に「第6章 国民保護対策本部等、通信」の定めるところにより、対策本部を設置し、そ の旨を通知します。

- 本部員、本部職員等の参集と参集困難者の代替職員、交代要員等の確保
- 通信システムの起動、資機材の配置等 議会報告及び県、指定地方公共機関等への通知 3
- 現地対策本部、予備対策本部、現地調整所などの設置準備
- (4) 対策本部長は、速やかに第1回本部会議を開催します。

| 目 的 | 項 | |
|---------------|---|---------------|
| 認識の共有 | ・武力攻撃(予測)事態の内容 ・各課の状況 ・政府、県、指定(地方)行政機関、 ・町内の状況 | 指定(地方)公共機関の状況 |
| 基本活動方針 の決定 | ・情報収集の強化 ・人命の最優先 ・国民保護措置に係る計画、体制、物 | 物資、資機材等の確認、準備 |

関係機関の国民保護体制への移行

(ア) 関係機関は、以下のとおり国民保護体制へ移行することとされています。

a 県の国民保護体制への移行

県は、国民保護体制へ移行するとともに県対策本部を設置することとされています。

b 消防の国民保護体制への移行

消防局は、武力攻撃(予測)事態の発生等を受け、消防庁と連絡の上、職員の招集、 消防局における警戒本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の指示、武力攻 撃災害等の発生に備えることとされています。

また、県内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合は、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うとともに、必要と認めた場合は直ちに応援を要請することとされています。

c 警察の国民保護体制への移行

警察は、武力攻撃(予測)事態の発生等を受け、警察庁等へ報告の上、職員の招集、 警察本部及び警察署における警備本部の設置など、速やかに初動体制を確保し、避難の 指示、武力攻撃災害の発生に備えることとされています。

また、県内の警察力のみでは、国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合は、 公安委員会へ報告し、県外部隊及び装備資機材等の応援要請に向け必要な準備を行うと ともに、必要と認めた場合は公安委員会が応援を要請することとされています

日南町(総務課)は、各機関との連絡調整、情報共有を強化し、また、必要に応じて応援、連絡要員の派遣などを求めます。

(イ) 公共的団体との連絡調整

日南町(総務課ほか各課)は、武力攻撃(予測)事態の認定、対処基本方針及び対策本部を設置すべき市町村としての指定を受けたときは、直ちに町内の公共的団体と連絡調整、情報収集を行い、避難の準備を呼びかけるとともに必要な協力とその準備を要請します。

(ウ) その他

指定地方行政機関、指定(地方)公共機関、自衛隊等との連絡調整は、基本的に県(危機管理局)を通じて行いますが、武力攻撃災害の発生など緊急の場合には直接通報、協力要請を行います。

また、近隣の市町村等と緊密に連絡を行い、あらかじめ情報の共有、調整を行います。この際、隣接する他県市町村との避難、救援準備に係る連絡調整に注意します。

特に、県外への避難が予測される場合は、県(危機管理局)を通じて避難先都道府県との協議(法58①)、情報収集及び連絡調整を行うとともに、避難経路、避難先となることが予測される市町村等に対する事前の連絡調整に着手します。

エ 特殊標章等の交付等

(ア) 町職員等への特殊標章等の交付

日南町(総務課)は、速やかに以下の者に対し特殊標章又は身分証明書を交付します。

- a 町職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- b 町が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (イ) 施設等への特殊標章の表示

日南町(総務課)は、国民保護措置のために使用される場所・施設等を識別させるため、 町役場、車両等に特殊標章を表示し又は準備します。

(3) 補給支援

ア 町内の補給体制の準備

日南町(総務課)は、県(危機管理局ほか各部局)、関係機関・団体と連絡調整の上、町内の補給体制の準備を完了します。

この際、各地区に対する補給について、必要に応じ隣接する市町村との連絡調整、要請などを実施します。

- !(ア) 県による補給支援の準備
 - a 県対策本部は、補給支援センターを開設することとされています。
 - b 補給支援センターは、補給支援組織(緊急物資集積地域、緊急物資集積所、補給幹線) の確認、準備を行うこととされています。
 - c 補給支援組織の各施設管理者は、その管理する施設の確認、支援準備(開設、改修補 充等)を行うこととされています。
 - d 併せて県は、市町村、関係機関・団体との連絡調整の強化など、県内の補給支援体制 を準備することとされています。

(イ) 町内の補給体制の準備

a 補給施設の準備

日南町(総務課)は、町内の集合施設、中継、休憩場所、補給支援組織など補給を実施する施設の状況を確認し、炊出し等について協力を要請するなど、補給支援の準備(開設、改修、補充など)を行います。

b 補給組織の準備

日南町(総務課)は、避難住民の誘導の際速やかに補給が実施できるよう、あらかじめ町職員、消防団、自主防災組織、地域・自治会組織などからなる町内の補給組織を準備します。

- イ 補給必要量、補給能力の見積もり
 - (ア) 補給必要量の見積もり

日南町(総務課)は、地区別住民数等から想定される避難住民数等をもとに補給必要量 の見積りを作成します。

この際、季節、時間帯などにより想定される避難住民数、補給が必要となる品目、数量等が異なることに注意します。

(イ) 補給能力の見積もり

日南町(総務課)は、県(危機管理局ほか各部局)、関係機関・団体との連絡調整を強化し、あらかじめ避難、救援の際速やかに補給支援が実施できるよう協力の準備を要請するとともに、県、各関係機関・団体の補給可能量等について確認します。

この際、運送能力との調整に注意します。

- ウ 当面必要な補給品の取得など
 - (ア) 補給品の取得

日南町(総務課)は、避難住民の誘導に必要な燃料、食品、飲料水などの補給品について優先的に取得し、又は取得の準備を行います。

この際、季節、状況等による需要の差異、災害時要援護者に必要な補給品について注意します。

(イ) 補給品の確保

日南町(総務課)は、補給品のうち不足が見込まれる品目等について、速やかに県(危機管理局ほか各部局)等へ支援を要請します。

また、必要に応じて県(危機管理局ほか各部局)に特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を要請します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

県は、避難の指示等の際、的確かつ迅速に運送が実施できるよう、運送の準備を行うこととされています。

日南町(企画課)は、町内の運送が円滑に行われるよう、以下のとおり準備します。 この際、災害時要援護者に係る運送の準備に特に注意します。

- 1 消防団、地域・自治会組織等を通じた町内の状況確認及び運送量の見積もり
- 2 県(企画部、商工労働部)、関係機関・団体との連絡調整の強化
- 3 運送手段の確保、手配
- 4 消防団の警戒体制、自主防災組織、地域・自治会組織などとの連絡調整など運送体制 の準備

イ 町内の運送支援施設の準備

日南町(企画課)は、県(危機管理局、県土整備部)、関係機関・団体と連絡調整の上、 町内の運送支援施設の準備を完了します。

(ア) 道路状況の確認

日南町(総務課)は、町内の道路状況を確認し、県(県土整備部)へ報告します。 また、県(県土整備部)から県内の道路情報を収集するとともに、隣接する他市町村と 道路情報を共有します。

この際、各地区の避難のため必要な道路については、特に緊密な連携に注意します。

(イ) 運送網の準備

県は、国対策本部長が定める「道路の利用指針」(特定公共施設利用法12)に沿って、 侵害排除のための活動を行う自衛隊の進路と避難経路を調整し、道路使用計画(案)を 作成することとされています。

日南町(建設課)は、運送網となる路線等について必要な準備(確認、応急復旧、除雪、 障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など)を行います。

この際、各地区の避難のため必要な道路については特に迅速、確実に確保するとともに、必要に応じ隣接市町村などに確保を要請します。

ウ 運送業務

(ア) 運送手段の状況確認・準備

日南町(企画課)は、県(危機管理局、企画部、商工労働部)、関係機関・団体と連絡 調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認します。

(イ) 運送手段の要請準備

日南町(企画課)は、町内の状況を確認し、地区ごとに避難住民の人員運送などに要する車両等を見積もるとともに、県(企画部、商工労働部)と連絡調整を行い、運送手段の要請準備を完了します。

(ウ) 運送割当計画(案)、運送計画(案)の作成

日南町(企画課)は、車両、列車、航空機、船舶等の状況及び県(危機管理局、総務部、 企画部、商工労働部、農林水産部)が作成した県運送割当計画(案)、県運送計画(案) により、割り振られた運送手段、台数などを確認し、町内の運送割当計画(案)、町運送 計画(案)を作成します。

エ 災害時要援護者の避難準備

(ア) 状況確認・準備

日南町(総務課)は、県(福祉保健部、文化観光局)、地域・自治会組織、災害時要援護者に係る施設、社会福祉協議会その他関係機関・団体と連絡調整を行い、以下のとおり状況確認及び必要な避難準備(体制の確認、整備、補充など)を実施します。

a 在宅の災害時要援護者

日南町(総務課)は、地域・自治会組織などを通じ各地区の災害時要援護者の状況を確認し、消防団、自主防災組織、地域・自治会組織及び防災行政無線、集落放送などを通じて避難準備を呼びかけます。

b 災害時要援護者に係る施設

日南町(総務課)は、町内の災害時要援護者に係る施設の管理者を通じて各施設の状況を確認するとともに、避難準備を呼びかけます。

(イ) 町災害時要援護者避難誘導計画 (案) の作成など

日南町(総務課)は、災害時要援護者避難誘導計画(案)を作成し、地区、施設ごとの

避難について決定、手配するとともに、必要に応じ県(福祉保健部、文化観光局)、関係 機関・団体に対し支援の要請を行います。

また、同計画(案)に基づき、消防団の警戒体制、自主防災組織、地域・自治会組織、 西部消防局との連携など町内の体制及び担架などの資機材を準備します。

(5) 衛生

業務実施の基本的事項

日南町(福祉保健課)は、避難、救援等の際、的確かつ迅速に医療、助産等を提供し、衛 生を確保することができるよう、体制、資機材等を確認、準備します。

この際、感染症等の予防、対処準備に注意するとともに、町立病院について、避難、医療 の提供などの準備を行います。

イ 衛生支援組織

県(福祉保健課)は、臨時医療施設の設置、医療用資機材、医薬品等の手配などを行う とともに、救護班の派遣、医療機関などにおける受入準備等の要請準備を行うこととされ ています。

日南町(福祉保健課)は、町内の衛生支援組織の確認、支援、町立病院における救護班の 編成、派遣準備などを行うとともに、集合施設に救急箱などを配布します。

治療業務

(ア) 状況確認・準備

県(福祉保健課)は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、医療等施設及び医療 等提供体制の状況確認及び必要な準備(医療関係者との連絡調整、資機材の整備、補充、 救護班編成準備など)を実施することとされています。

日南町(福祉保健課)は、町内の医療等施設及び医療等提供体制の状況を確認し、県と 連絡調整の上、要請等の準備を行います。

(イ) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処

日南町(総務課)は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに県(福祉保健部)、西 部消防局、黒坂警察署、臨時医療施設、医療機関と連絡調整を行い、以下のとおり対処し ます。

なお、大規模、特殊な武力攻撃災害等の発生が疑われる場合は、直ちに県(福祉保健部) へ連絡し、支援を要請します。

- 被害状況を確認し、県(福祉保健部)、西部消防局、黒坂警察署等と情報を共有しま す
- 県(福祉保健部)に対し、病院の患者受入の調整、臨時医療施設等の設置、救護班の 派遣など必要な対処を要請します。

工 搬送業務

(ア) 状況確認・準備

県(福祉保健部)は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制(トリアージ を含む。)の状況確認及び必要な準備(資機材の整備・補充、医師派遣体制の確保など) を実施することとされています。

日南町(総務課、福祉保健課)は、以下のとおり町内の搬送の準備を完了します。

- 県(危機管理局、福祉保健部)、西部消防局、黒坂警察署、臨時医療施設、医療機関、 町社会福祉協議会などとの連絡調整、搬送体制の状況確認 搬送準備の実施(町有車両、担架など資機材の確認及び整備・補充、消防団、自主防

災組織など要員の確保、緊急消防援助隊の要請・受入体制の準備など)

(イ) 武力攻撃災害発生時の対処

日南町(総務課ほか各課)は、武力攻撃災害が発生したときは、速やかに以下のとおり 対処します。

- 被害状況を確認し、県(危機管理局、福祉保健部)、西部消防局、黒坂警察署等と情 報を 共有します。
- 県(危機管理局、福祉保健部)等に対し、以下のとおり要請します。
- 救急車の集中運用による搬送と増援
- 県・町有車両などによる搬送と警察車両による誘導
- 医療機関の受入体制の準備と受入医療機関の割り振り
- 特殊車両や航空機等による搬送 4
- 緊急消防援助隊の要請・受入
- 不足する人員、資機材等の支援要請 果、西部消防局、黒坂警察署等との情報共有の際、大規模、特殊な武力攻撃災害の発生が疑われる場合、トリアージの実施が必要と見込まれる場合は、直ちにその旨を通報 します。

才 防疫業務

県(福祉保健部)は、以下のとおり防疫業務を行うこととされています。

- (1) 予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒、診療など
- (2) 感染症の予防、発生時の対処等について関係機関・団体に徹底
- 感染症等が発生した場合の対処
- (1) 直ちに病原体検索、消毒、隔離、診療などを実施 (2) 不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請

日南町(総務課)は、県(福祉保健部、日野保健所)、県西部医師会など関係機関・団体 と連絡調整の上、感染症の予防法及び発生時の対処等について関係機関・団体に徹底し、住 民へ周知するとともに、町内で感染症等が発生した場合には、直ちに県へ連絡します。

また、浄水場等の水質検査、監視を強化します。

健康管理業務

日南町(福祉保健課)は、県(福祉保健部、生活環境部)、関係機関・団体と連絡調整の 上、避難・救援の際の町内の住民の健康管理体制について、状況確認及び必要な準備(整備、 補充など)を実施します。

キ 町立病院業務

(ア) 状況確認

日南町(福祉保健課)は、町立病院の状況を確認し、県(福祉保健部)へ通知します。

- 医療用人員 (医師、看護師等)、医療用資機材、医薬品等の状況
- 受入可能者数等の状況
- 3 町立病院の施設、ライフライン、周辺の状況など

(イ) 町立病院の避難準備

町立病院は、状況に対応した町立病院避難計画(案)を作成し、避難の体制、人員、資 機材などを準備(整備、補充など)するとともに、不足する人員等については、日南町(福 祉保健課)を通じて県(福祉保健部)、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(ウ) 町立病院の医療、助産等提供準備

町立病院は、状況に応じ町立病院医療等提供計画(案)を作成し、医療、助産等の提供 の体制、人員、資機材、医薬品等を準備(整備、補充など)し、不足する人員等について は、日南町(福祉保健課)を通じて県(福祉保健部)、関係機関・団体に対し支援を要請 します。

(エ) 武力攻撃災害被災者等への対処

町立病院は、武力攻撃災害等が発生したときは直ちに、被災者の受入れ、救護班の編成、派遣など必要な対処を実施します。

特に、大規模、特殊な武力攻撃災害等については、速やかに日南町(総務課)を通じて 県(福祉保健部)、西部消防局、黒坂警察署、その他関係機関・団体に支援を要請します。

ク 廃棄物・し尿の処理

(ア) 廃棄物・し尿処理体制の準備

日南町(住民課)は、避難住民等の救援、武力攻撃災害の発生などの際速やかに廃棄物 ・し尿を処理し得る体制を準備、継続します。

- 1 県 (生活環境部)、西部広域行政管理組合、廃棄物・し尿処理事業者、その他関係機 関・団体との連絡調整、協力要請
- 2 廃棄物・し尿収集車、仮設トイレなど不足が見込まれる施設、資機材、燃料等の整備、 補充、手配、支援要請など
- (イ) 避難住民の救援、武力攻撃災害等発生時の廃棄物・し尿処理等 避難住民の救援、武力攻撃災害等発生の際は、直ちに以下のとおり対処します。
- 1 廃棄物仮置き施設、仮設トイレ等の開設及び関係機関等への周知
- 2 被災情報の収集及び関係機関等への提供
- 3 廃棄物・し尿の収集
- 4 西部広域行政管理組合に対する廃棄物・し尿の処理要請
- (ウ) 廃棄物処理の特例(法124)

避難準備中に大規模な武力攻撃災害等が発生し、廃棄物処理について環境大臣により特例地域に指定されたときは、廃棄物処理法による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせるとともに、必要に応じ廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

日南町(総務課)は、避難の際速やかに必要な集合施設、避難所、臨時医療施設などが提供できるよう準備を完了します。

このため、県(福祉保健部、県土整備部)、関係機関・団体との連絡調整を強化し次の準備を行います。

- 1 集合施設、避難所、臨時医療施設の候補施設等の状況確認
- 2 集合施設の開設及び避難所、臨時医療施設の開設準備
- 3 必要な土地の使用の同意
- 4 町有施設の転用準備
- 5 町役場仮庁舎、現地対策本部、現地調整所などの設置準備
- イ 必要量、供給可能量の見積もりなど
 - (ア) 集合施設、避難所、臨時医療施設
 - a 必要量

日南町(総務課)は、的確かつ迅速に避難、救援が行われるように、武力攻撃(予測) 事態の状況、予想される避難住民数の情報を早期に入手し、集合施設等の必要量を地区 別に見積もります。

b 供給可能量

日南町(総務課)は、集合施設等の供給可能量について、あらかじめ指定された避難施設、応急仮設住宅、町営住宅等の状況及び関係機関・団体の供給可能量等をもとに地区別に見積もります。

(4) 公共施設

日南町(総務課)は、必要に応じ町役場仮庁舎、現地対策本部、現地調整所などが設置

できるよう、必要回線数などの見積もり、候補施設(地区公民館など)の確認、候補施設管理者との連絡調整等を行います。

ウ建設

- (ア) 集合施設など
 - a 集合施設

日南町(総務課)は、あらかじめ指定している集合施設の管理者、消防団、自主防災 組織、地域・自治会組織などに集合施設の開設、住民の受入準備(備品、台帳類の整備 など)を指示します。

また、必要に応じて集合施設に職員、消防団員などを派遣し、受入準備を実施します。 b 避難所、臨時医療施設

県(危機管理局ほか各部局)は、あらかじめ指定している避難施設について避難所としての開設を準備するとともに、所管する施設の状況を確認し、可能なものについては避難所への転用を準備することとされています。

日南町(総務課ほか各課)は、県(危機管理局、福祉保健部、県土整備部)などと連絡調整の上、以下のとおり町内の避難所等の開設準備を支援、完了します。

- 1 あらかじめ指定された避難施設等
- 町内の避難施設等の状況を確認し、開設を支援します。
- 2 応急仮設住宅等

建設予定地の使用可能状況を確認します。

(応急仮設住宅に伴うライフライン、道路などの使用可能状況を含みます)

- 3 町営住宅等
- 町営住宅等の空き状況を確認し、一般の募集などを停止します。
- 4 町所管施設

町所管の施設のうち、可能なものについては一般の使用等を停止し、避難所などへの転用を準備します。

(4) 公共施設

日南町(総務課)は、必要に応じ速やかに現地対策本部、現地調整所などを設置できるよう、町内の候補施設(地区公民館等)の確認、発注の準備等を行います。

工 土地利用

(ア) 集合施設など

県(県土整備部ほか各部局)は、以下のとおり土地利用の準備を行うこととされています。

日南町(総務課)は、以下のとおり町内の応急仮設住宅の建設用地などの利用準備を行います。

この際、建設用地の必要量、供給可能量の見積り、必要な協力及び今後の体制、協力準備などについて、県その他関係機関・団体と連絡調整を行います。

| 県の土地利用の準備 | 日南町の業務 |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 1 建設候補地の状況確認 | 町内の建設候補地を確認します。 |
| 2 建設用地の事前確保、使用許可 | 必要に応じ県(県土整備部)に対し土地使用 の手続きを要請します。 |
| 3 公有地等の転用 | 一般売却等は停止します。 |
| 4 建設用地における応急仮設住宅等の建 設準備 | |
| 5 賃貸借等の契約準備 | |

6 関係機関・団体等への連絡、協力準備 要請、支援要請

(4) 公共施設

日南町(総務課)は、町役場仮庁舎、現地対策本部、現地調整所などの候補施設のうち 用地の確保が必要なものについて、施設管理者、用地所有者などに連絡し、協力を要請す るとともに、賃貸借等の契約準備を行います。

(7) 人に関すること

- ア 職員の配置変更、派遣要請など
 - (ア) 職員の配置変更

日南町(総務課)は、以下のとおり職員の配置変更を行います。

- a 通常業務体制から国民保護体制への移行に伴う所要の職員配置変更を実施します。
- b 避難・救援指示の際、又は、各課等から要請があった場合、速やかに必要な配置変更 が実施できるようあらかじめ見積もり、計画など準備を行うとともに、各課から要請が あった場合、速やかに調整、対処します。
- ※ 課内の職員の配置変更については課長が調整、対処します。
- (イ) 職員の派遣要請、斡旋要請の準備

日南町(総務課)は、必要な場合速やかに職員の派遣を要請できるよう、あらかじめ派遣要請、斡旋要請を行う職員の職種、人数などを見積もり、県(総務部)との連絡調整、派遣要請、斡旋要請の準備などを行います。

- ※ 指定(地方)行政機関、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、知事を経由して行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。
- (ウ) 職員の派遣の準備

日南町(総務課)は、他市町村等から職員派遣の要請を受けた場合、速やかに職員を派遣できるようあらかじめ見積もり、発令及び発令に伴う支援の準備など、職員の派遣準備を行います。

- イ 被災者の捜索、救出
 - (ア) 被災者の捜索、救出体制の準備

日南町(総務課)は、黒坂警察署、西部消防局、消防団、地域・自治会組織、自主防災組織、その他関係機関・団体と連絡調整を実施し、武力攻撃災害発生の際は速やかに被災者の捜索、救出を行い得る体制を確保、継続します。

(イ) 武力攻撃災害発生時の被災者の捜索、救出

武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに黒坂警察署、西部消防局、消防団などと連絡 調整を行い、情報の収集・提供、被災者の捜索、救出の要請などを実施します。

- ウ 埋葬、火葬、遺体の処理
 - (ア) 埋葬、火葬等体制の準備

日南町(総務課)は、武力攻撃災害発生の際速やかに火葬、埋葬を行い得る体制を準備、 継続します。

- a 県(生活環境部)、西部広域行政管理組合、葬祭事業者、その他関係機関・団体との 連絡調整
- b 町内の遺体安置施設の開設準備(公用施設の転用、施設管理者との連絡調整など)及 び町営墓地等の準備
- c 不足が見込まれる施設、資機材(柩、ドライアイス等)、燃料等の補充、支援要請、 手配など
- (イ) 武力攻撃災害発生時の埋葬、火葬等

武力攻撃災害等が発生した場合は、直ちに以下のとおり対処します。

- a 遺体安置施設の開設及び黒坂警察署、西部消防局など関係機関等への周知
- b 被災情報の収集及び関係機関等への提供

- c 火葬、埋葬の許可 厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。
- d 西部広域行政管理組合に対する火葬要請 厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。
- e 町営墓地等への埋葬及び墓地等管理者に対する埋葬要請 厚生労働大臣が手続の特例を定めたときは、これによります。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

日南町(総務課ほか各課)は、武力攻撃災害の発生、拡大を防止するため、以下のとおり 準備します。

- (ア) 県(危機管理局)、西部消防局、黒坂警察署、消防団、地域・自治会組織、自主防災組織、その他関係機関・団体等との連絡
- (イ) 消防団の警戒体制など武力攻撃災害発生時の即応体制の準備
- (ウ) 武力攻撃災害発生時の情報収集、情報提供体制の準備
- (エ) 武力攻撃災害対処に要する装備、資機材等の準備
- イ 生活関連等施設の安全確保(法102)
 - (ア) 町内の生活関連等施設の安全確保

知事、公安委員会などは、以下のとおり生活関連等施設の安全確保のため必要な措置 を講ずることとされています。

| | T | | |
|-----|------|--------------------------|----------------------|
| 措置 | 措置者 | 場合 | 内容 |
| 安全確 | 知事 | ・特に必要であ | ・公安委員会、海上保安部長等の意見を聴い |
| 保のた | | ると認めるとき | て生活関連等施設の管理者に対し、安全確保 |
| め必要 | | (※) | のための警備の強化、施設の改善等を要請 |
| な措置 | | | |
| の要請 | | ・必要な場合 | ・公安委員会、海上保安部長等に対し、立入 |
| | | (※) | 制限区域の指定を要請 |
| | 生活関連 | ・ 必要な場合 | ・警察、消防、海上保安庁等に対し、周辺の |
| | 等施設の | | 警備強化や火災予防のための巡回等の支援を |
| | 管理者 | | 求める |
| 立入制 | 公安委員 | ・知事から要請 | ・生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域 |
| 限区域 | 会、境海 | があったとき | のうち、当該施設の安全確保のため必要な区 |
| の設定 | 上保安部 | 事態に照らし | 域を立入制限区域として指定 |
| | 長、鳥取 | て特に必要があ | ・速やかにその旨を当該施設の管理者に通知 |
| | 海上保安 | ると認めるとき | ・立入制限区域の範囲、立入を制限する期間 |
| | 署長 | | その他必要な事項を公示 |
| | 警察官、 | • 立入制限区域 | ・許可を得た者以外の者に対し、立入制限区 |
| | 海上保安 | が指定されたと | 域への立入を制限若しくは禁止し、又は立入 |
| | 官 | き | 制限区域からの退去を命ずる |
| 国対策 | 県対策本 | • 大規模、特殊 | ・消防庁を通じ、国対策本部長に対して、必 |
| 本部長 | 部長 | な武力攻撃災害 | 要な措置に係る総合調整を要請する(隣接他 |
| に対す | | が発生したとき | 県の区域における立入制限区域の指定等) |
| る総合 | | | |
| 調整の | | | |
| 要請 | | | |

(※) ダム、危険物質等取扱所等は速やかに要請、発電所、駅、空港等は危険が切迫している場合速やかに要請

日南町(総務課)は、知事等への情報提供、情報共有、知事等の行う安全確保措置への 協力及び必要な措置の要請等により町内の生活関連等施設の安全確保に努めます。

- (イ) 町が管理する生活関連等施設の安全確保
 - a 職員の派遣など

日南町(総務課)は、町管理の生活関連等施設について、職員、消防団員等の派遣、 施錠の強化、警備施設の設置などの安全確保を実施します。

巡回などの要請

日南町(総務課)は、町管理の生活関連等施設について、必要な場合は黒坂警察署、 西部消防局、警備業者等に対し、周辺の警備強化や巡回等を要請します。

ウ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止の措置(法103)

県(危機管理局ほか各部局)は、①武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻 撃災害の発生を防止するため必要があると認めるとき、②危険物質等に係る武力攻撃災害 が発生した場合において、これを防除し、及び軽減するとき、以下の措置を行うこととさ れています。

- 危険物質等取扱所の警備の強化
- 危険物質等の取扱者に対して危険物質等取扱所の警備の強化を求めます。 危険物質等の取扱者に対する措置命令 緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、別表に掲げる措置 を講ずべきことを命じます。

日南町(総務課)は、町内の危険物質等について把握し、県などと連携して防止措置に当 たるとともに、必要に応じて県などに対し措置、調整等を行うよう要請します。

【別表: 危険物質等の武力攻撃災害防止措置】

| | | 措置 | | |
|--------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|--|
| 危険物質等の種類 | 取扱所の 一時停止 又は制限 | 製造、運搬 等の一時禁 止又は制限 | 廃棄物又は 所在場所の 変更 | 要請権者 |
| 危険物 (消防法) | O 12③ | • | • | 知事 |
| 毒物、劇物 (毒劇法) | • | • | • | (製造業者、輸入業者) 厚労相 (販売業者、特定毒物研究者、 業務上取扱者) 厚労相、知事 |
| 火薬類 (火取法) | ○ 45 | ○ 45 | ○ 45 | (販売、貯蔵(火薬庫設置)、 廃棄) 知事 (譲渡、譲受、消費) 消防局長 (運搬) 公安委員会 |
| 高圧ガス (高圧法) | ○ 39 | ○ 39 | ○ 39 | 消防局長 |
| 核燃料物質等 (原子力基本法) | ○ 法106 | ○ 法106 | ○ 法106 | 対象により、文科相、経産相、 国交相 |
| 核原料物質 (原子力基本法) | • | • | • | 対象により、文科相、経産相 |

| 放射性同位元素 | O 33 | ○ 33 | O 33 | 文科相 |
|-------------------|---------|---------|---------|---|
| 毒薬、劇薬 (薬事法) | • | • | • | (製造業者、輸入業者) 厚労相 (薬局が所持するもの) 厚労相、知事 (専ら動物目的のもの) 農水相 |
| 高圧ガス (電気事業法) | • | • | • | 経産相 |
| 生物剤、毒素 (細菌兵器禁止法) | • | • | • | 主務相 |
| 毒性物質 (化学兵器禁止法) | • | • | • | 経産相 |

- ●=令29による措置、○=個別規制法により措置可能なもの
- エ 石油類等危険物保管施設の応急措置

県(危機管理局)は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、当該施設の実態に応じて以下に掲げる措置を講ずるよう指導することとされています。

- 1 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と 出火等の防止措置
- 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破壊等による流 出、及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- 3 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定
- 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

日南町(総務課)は、町内の危険物保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じ県に指導を行うよう要請します。

オ 火薬類保管施設の応急措置

火薬類保管施設については、県、指定地方行政機関が以下のとおり対応することとされています。

| | 機関名 | 対 応 措 置 |
|--|---------------------|---|
| | 県 (危機管 理局) | 火薬庫、火薬庫外貯蔵施設の所(占)有者に対し、施設及び貯蔵火薬類に関する管理責任者を定め、施設が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合には、あらかじめ定めるところにより危険防止措置を講ずるよう指導します。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行います。 |
| | 中国経済産業局 | 火薬類製造事業所等の施設等が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行います。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行います。 |
| | 中国四国 産業保安 監督部 | 作業現場に未使用の状態で滞留中の火薬類は緊急の場合、自主保安管理体制のもとに直ちに担当の保安係員に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに直ちに実情を把握し、適切な指示、命令等を行いま |

す。

日南町(総務課)は、町内の火薬類保管施設の状況を確認し、連絡調整を行うとともに、必要に応じ県などに対し対応措置をとるよう求めます。

カ 高圧ガス保管施設の応急措置

(ア) 町の対応措置

日南町(総務課)は、町内の高圧ガス保管施設の状況を確認し、応急措置について以下のとおり対応措置を実施します。

- 1 住民に対する退避の指示
- 2 避難住民の誘導
- 3 避難所の開設
- 4 避難住民の保護
- 5 情報提供
- 6 関係機関との連絡

(イ) 県、関係機関の対応措置

県、関係機関は、以下のとおり対応措置を実施することとされています。

| 機関名 | 対 応 措 置 |
|-----------------|--|
| 高圧ガ ス事業 所 | 1 施設警備の強化などにより、ガス漏れ等の予防に努めます。 2 ガス漏れなどが発生した場合、直ちに災害の拡大防止、被害の軽減及で 関係機関への速やかな情報提供に努めます。 |
| 県(危機管理局) | 1 高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制 武力攻撃災害時には、個々の事業所単独では対応が困難になる状況が考えられるため、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し応援を要請します。 2 高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制 武力攻撃災害時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガス 漏えいした場合、気体としての特性から、県境を越えるなど広範囲に被害な拡大する恐れがあるため、隣接県との間で情報連絡を実施します。 |
| 黒坂警察署 | 1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行います。 2 町若しくは県による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又は、 れらの者から要求があったときは、退避の指示を行います。 3 避難区域内への車両の交通規制を行います。 4 避難路の確保及び避難住民の誘導を行います。 |
| 西部消防局 | 1 ガスの拡散が急速で、市町村若しくは県による退避の指示を待ついとないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、退避の指定を行います。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行うよう努めます。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行うよう努めます。 4 武力攻撃災害等に対する応急対策を実施するよう努めます。 |
| 中国経済産業局 | 1 正確な情報把握のため、県及び関係機関と密接な情報連絡を行います。 2 武力攻撃災害等の発生に伴い、県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス 造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被領 の拡大を防止します。 |

日南町(総務課)は、対応措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じ対応措置の実施について要請を行います。

キ 毒物・劇物取扱施設の応急措置

(ア) 町の応急措置

日南町(教育委員会)は、町立学校の毒物・劇物の応急措置について、次の対策を策定しておき、これに基づき行動するよう指導します。

- a 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知
- b 出火防止及び初期消火活動
- c 危険物等の漏えい、流出等による危険防止
- d 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等 の防止
- e 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底
- f 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
- g 避難場所及び避難方法
- (イ) 県、関係機関の応急措置

県、関係機関は、以下のとおり応急措置を実施することとされています。

| 機関名 | 対 応 措 置 |
|--------------------|---|
| 県(生 活環境 部) | 1 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示します。 2 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示します。 3 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達を行います。 |
| 県(総 務部・ 教育会) | 市町村の教育委員会に同じ。 |
| 西部消防局 | 1 有毒物質等の拡散が急速で、市町村若しくは県による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは退避の指示を行います。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行います。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行います。 4 武力攻撃災害等に対する応急対策を実施します。 |

日南町(総務課)は、応急措置について密接な連絡調整を行うとともに、必要に応じ対 応措置について要請します。

ク 放射線使用施設の応急措置

県、関係機関は、以下のとおり対応措置を実施することとされています。

| 機関名 | 対 応 措 置 |
|------------------|---|
| 西部消 防局 | 1 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、 次の各措置がとれるよう使用者を指導します。 (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応 急措置 2 災害応急活動を実施します。 |
| 県(生 活環境 部) | RI使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、RI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止住民の不安の除去等を実施します。 |
| 県(商 | 産業技術センターにおいては、職員による非常動員体制をとり施設内のR |

| | 工労働部) | I等の露出、流出に伴う緊急措置に関し待機するとともに、出火に際しては、 初期消火に努め、また、立入禁止区域を設定します。 なお、関係機関から応急対策について緊急の要請がある場合は、技術的援 助を行います。 |
|---------------------------|-------------------------|---|
| | 放射線 同位元 素使用 者等 | 武力攻撃災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、文部科学大臣に報告します。 |
| 1 1 1 1 1 | 文部科 学大臣 | 必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講 ずることを命じます。 |

日南町(総務課)は、町内の放射線使用施設の状況を確認し、必要に応じ対応措置について要請します。

ケ 危険動物の逸走時対策

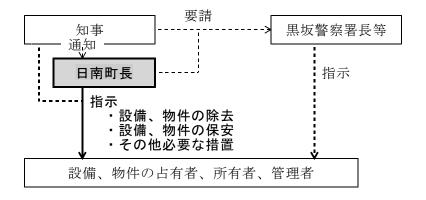
危険動物の逸走時対策については、県、警察、消防が以下のとおり対応措置を実施することとされています。

| 機関名 | | 対 応 措 置 |
|------------------------|-----|--|
| 県(生活環 境部) | 1 2 | 情報の収集並びに国及び市町村等との連絡調整等 情報の収集、特定動物等の捕獲等の措置及び関連部局との連絡調整 |
| 県(生活環 境部・農林 水産部) | | 動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導 逸走特定動物等の捕獲等必要な措置 |
| 警察本部 | 1 ' | 情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警職法) |
| 西部消防局 | 1 ' | 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送 |

日南町(総務課)は、町内で危険動物の逸走が発生した場合は、直ちにこれらの機関に通報し、対応措置を要請するとともに、必要に応じ周辺地区住民への周知、猟友会との連絡調整など必要な措置を行います。

コ 事前措置(法111)

日南町(総務課)は、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保安その他必要な措置(補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等)を占有者、所有者又は管理者に対し指示します。

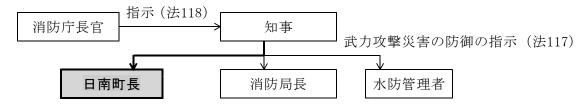


サ 知事の防御の指示(法117①)

知事(危機管理局)は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することとされています。

日南町(総務課)は、防御の指示を受けたときは、速やかに指示に基づき、以下のとおり応援等を行います。

- 1 武力攻撃災害の発生前において災害を応急的に防止する
- 2 武力攻撃災害発生時においてこれを鎮圧する



シ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「エ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報の伝達

避難の準備中に、知事(危機管理局)から緊急通報の通知を受けた場合、日南町(総務課)は、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を伝達します。

(ウ) 応急措置

a 退避の指示

日南町(総務課)は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で(発生するおそれがある場合を含みます)、住民を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5)武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(エ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

b 応急公用負担

日南町(総務課)は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で(発生するおそれがある場合を含みます)、武力攻撃災害対処措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(カ) 応急公用負担」に準じて応急公用負担を実施します。

c 警戒区域の設定

日南町(総務課)は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生した場合で(発生するおそれがある場合を含みます)、住民に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、速やかに「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)の概要」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(1) 警戒区域の設定」に準じて警戒区域を設定します。

(エ) 緊急消防援助隊、消防応援隊の要請、受入

県(危機管理局)は、避難の準備中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、 速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の要請、受入を実施することとされています。

日南町(総務課)は、県(危機管理局)に対し町内の状況を連絡し、必要と認めるときは速やかに緊急消防援助隊、県内消防応援隊の派遣を求めるとともに、緊急消防援助隊、 県内消防応援隊の町内への受入れ、町内での活動支援などを行います。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

武力攻撃(予測)事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、 日南町(総務課)は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6)国民生活の安定に関する措置等の概要」により、生活関連物資の価格監視等を実施し、必要と認めるときは、県(生活環境部)に対し価格安定措置を実施するよう要請します。

- イ ライフライン等の確保
 - (ア) 日南町(建設課)は、町が管理する上下水道について警戒、情報収集を強化し、応急復 旧など確実に確保します。
 - (4) 日南町(総務課)は、県、中国電力米子営業所、NTT西日本鳥取支店、県LPガス協会西部支部などライフライン事業者等との連携を強化し、町内のライフラインの確保に遺漏がないようにします。
 - (ウ) この際、住民の避難に必要となるライフラインを最優先で確保します。
- ウ防犯等

武力攻撃(予測)事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、 日南町(総務課)は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6)国民生活の安定に関する措置等の概要」により、黒坂警察署等に対しパトロール等、警戒の強化を要請します。

エ 住民への周知

日南町(総務課)は、国、県等が実施する国民生活安定措置について住民に広報を行い、 不要不急の買占めの防止など適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

- ア 広報の強化
 - (ア) 町広報の実施

武力攻撃(予測)事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、日南町長(総務課)は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

| 区分 | 内容 |
|------|---|
| 広報項目 | 1 武力攻撃(予測)事態の概要 (1)武力攻撃(予測)事態の状況、今後の予測 (2)国、県、町などの対応状況 2 注意事項 |
| | (1)冷静な対応の呼びかけ(2)テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること(3)「要請されたときの必要な協力と自発的な意思による協力」の求め(4)住民からの有事に係る重要な情報について、町に連絡するよう求め3 避難準備の指示 |
| | (1) 避難に備えて、最寄りの集合施設等を確認すること (2) 避難に備えて、貴重品など持ち出し品を用意すること(手荷物の制限を含む) |
| | (3) 避難に備えて、家族で連絡先、連絡方法などを決めておくこと 4 避難、救援の概要 |
| | 住民が安心して避難できるよう、以下の項目について適時適切に広報します。 (1)避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは町、県などで用意すること |

| | (2) 避難の状況、計画 (3) 避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等 5 その他 (1) 交通の規制 (2) 犯罪の予防 (3) 旅行の自粛 (4) 児童生徒等の登下校に対する安全確保 (5) 交通機関の運行状況の把握 (6) 戸締り、火元・危険物の管理や他の安全対策 (7) ボランティア等の流入防止 |
|------|--|
| | 武力攻撃災害等発生時の緊急広報 (1) 緊急通報の内容 (2) 退避の指示の内容 (3) 注意事項 (4) 情報に注意するよう呼びかけ |
| 広報手段 | 1 消防団、地域・自治会組織、自主防災組織、防災行政無線、集落放送、広報車、CATV、インターネット、臨時町報、回覧などにより広報を行います。 2 観光施設等において、場内放送、掲示等により観光客等への広報を行います。 |
| 注意事項 | 1 広報項目については、県対策本部(広報センター)などと十分連絡調整を行います。2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安感を招くことがないよう、充分に注意します。3 混乱発生の恐れが予測される場合は、県、町及び放送機関において随時必要な対応及び住民への広報、通報を行います。 |

(イ) 広報への協力要請

県対策本部は、広報センターを設置し、以下のとおり広報を一元化、強化することと されており、また、関係機関は以下のとおり広報を行うこととされています。

| 機関 | 内容 |
|-------------|---|
| 県(総務部) | 県広報の実施及び広報への協力要請 1 県政TV、県政ラジオ、インターネット等による住民への広報 2 放送事業者である指定地方公共機関への広報協力要請 3 運送事業者である指定(地方)公共機関への広報協力要請 4 その他指定地方行政機関、指定(地方)公共機関、公共的団体等への広報協力要請 |
| 公共交通 機関 | 車内放送、構内放送等による利用者への広報 |
| 県立観光 施設等 | 市町村立などの観光施設等に同じ |

日南町(総務課)は、広報の内容、実施について関係機関と密接に連携するとともに、 広く住民に対する広報が必要な項目については、関係機関に対し広報への協力を要請しま す。

(ウ) 障害者、外国人などへの広報

日南町(総務課)は、障害者、外国人など特に広報が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施し、又は広報への協力を要請します。

a 障害者

日南町(総務課)は、視覚、聴覚などに障害を有する者への広報について、県(福祉保健部)、障害者団体等と広報内容などを連絡調整の上、消防団、自主防災組織、地域・自治会組織、障害者団体などの協力を得て実施します。

b 外国人

日南町(総務課)は、外国人への広報について、県(文化観光局)、国際交流団体等 と広報内容などを連絡調整の上、消防団、自主防災組織、地域・自治会組織などの協力 を得て実施します。

イ 広聴

日南町(総務課)は、武力攻撃(予測)事態の認定後速やかに、町役場などに相談窓口を 設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口に情報を集約し、住民からの問い合わ せや相談、要望に対応します。

5 その他

(1) 応急教育計画

町立学校の避難の準備

日南町(教育委員会)は、町立学校の状況確認、県(教育委員会)との連絡調整などを行 うとともに、町立学校の避難に備え以下のとおり町立学校に指示します。

- 学校行事、会議、出張等の中止
- 学校、児童生徒等の状況確認と町への報告
- 3 児童生徒等への事前連絡と指導
- 4
- 武力攻撃発生時の対処の確認、周知 町、黒坂警察署、西部消防局及び保護者等への連絡網の確認 5
- 教職員の連絡体制の確認と教職員への周知

イ 町立学校の応急教育の準備

日南町(教育委員会)は、児童生徒等の救援・受入れに備え、各町立学校の人員、施設な どの状況を確認するとともに、応急教育の準備を指示します。

(2) 応急保育

日南町(保育園)は、「(1) 応急教育」に準じて、保育所の避難の準備及び応急保育の準備 を実施します。

(3) 文化財の保護

日南町(教育委員会)は、町指定文化財等の状況を確認し、所有者等と連絡調整の上、可能 であれば所在場所の変更などの保護措置を講じます。

また、県(教育委員会)等が実施する国、県指定文化財の保護について、連絡調整、支援を 行います。

(4) 特殊標章等の交付等

ア 特殊標章等

日南町(総務課)は、次の者に特殊標章及び身分証明書を交付するとともに、町役場、町 有車両など国民保護措置のために使用される場所・施設等に旗、ステッカーなどにより特殊 標章を表示します。

特殊標章、身分証明書等の交付については、台帳により管理します。

- 町職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 赤十字標章等

日南町(総務課)は、町立病院等で医療に従事する要員や町内の医療のために使用される 場所等の赤十字標章等の使用について、県(福祉保健部)に申請します。

(5) ボランティア等の流入防止

日南町(総務課)は、町が対策本部を設置すべき地方公共団体として指定され、武力攻撃災害などの危険が生ずる可能性があることを広報し、ボランティア等の流入防止を呼びかけます。